

令和3年加美町議会第3回定例会会議録第3号

令和3年9月10日（金曜日）

---

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	佐々木実君

建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	大場利之君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	内海悟君
小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教育長職務代理者	大場幸君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅野善彦君
農業委員会会長	三浦泉君
農業委員会事務局長	嶋津寿則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	内海茂君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	鈴木智史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第59号 加美町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 4 議案第60号 加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第 5 議案第61号 加美町地方創生推進基金条例の制定について

- 第 6 議案第 6 2 号 加美町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 3 号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 4 号 加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 5 号 加美町辺地総合整備計画の変更について
- 第 10 議案第 6 6 号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
- 第 11 議案第 6 7 号 大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄について
- 第 12 議案第 6 8 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度三合寺橋ほか 1 橋修繕工事）
- 第 13 議案第 6 9 号 令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 14 議案第 7 0 号 令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 7 1 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 7 2 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 7 3 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 18 議案第 7 4 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 7 5 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 7 6 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 21 議案第 7 7 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 7 8 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 23 議案第 7 9 号 令和 3 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 認定第 1 号 令和 2 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 認定第 2 号 令和 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 認定第 3 号 令和 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 27 認定第 4 号 令和 2 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 2 8 認定第 5 号 令和 2 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 2 9 認定第 6 号 令和 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 3 0 認定第 7 号 令和 2 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 1 認定第 8 号 令和 2 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 2 認定第 9 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て
- 第 3 3 認定第 1 0 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て
- 第 3 4 認定第 1 1 号 令和 2 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 4 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番味上庄一郎君、5番早坂伊佐雄君を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告9番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） おはようございます。

通告9番、高橋でございます。今回、9月定例会ということもありまして、また通告も9番ということがございます。9月、防災月間ということもございまして、今回、地域防災についてということで質問させていただきます。

自然災害が多発する昨今において、我が町も決して例外ではなく、その被害というものにさらされるおそれがございます。令和2年3月に防災マップが改定され配布されているところがございますけれども、より中新田、小野田、宮崎の地域特性を考慮したものにするべく、以下の点について伺いたいと思います。

1点目、3地区の地域特性を考慮したものになっているのか。

2点目、ため池ハザードマップあるいは砂防ダムなど土砂災害警戒マップなどが地域にしっかり伝わっているのか。

3点目として、地域に合わせた自助、共助、公助の具体的な策はあるのか。

4番目といたしまして、雨量や河川防災情報等、テレビではどうしても町全体の情報になってしまっております。それらのものに関して、その他地域ごとの詳細な情報伝達の方法はある

のか。

こちらについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

あまり苦が続かないように願いながら答弁をさせていただきたいと思います。

ご質問の4点でございますが、まずは地域防災についての1点目、3地区の地域特性を考慮したものにハザードマップがなっているかというご質問にお答えをさせていただきます。

防災マップの主な内容は、宮城県が公表した洪水による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域などを地図上に表し、避難に関する情報を含め全町全域の防災対策として作成しているところでございます。

地区ごとにあっては、河川の流れる位置関係から鳴瀬、中新田地区では浸水による水害、山間部に位置する小野田、宮崎、上多田川地区では土砂災害の危険性について、それぞれ注意警戒を示しており、災害の種別を考慮した内容で作成しているところでございます。

2点目のハザードマップに関する周知でございますが、ため池及び土砂災害警戒区域ともに、指定公表する段階で関係行政区、対象となる世帯に対し説明会の開催や指定内容の資料を配布し周知をしているところであります。

また、集会所にハザード図の掲示や看板の設置を増やすなど、注意啓発を進めている状況です。

3点目の自助、共助、公助の具体的な策という質問でございますが、自分の命は自分で守るという自助、隣近所で助け合う共助、そして町と防災関係機関が対策する公助については、減災を図る上で重要な取組であり、防災マップにおいても一面掲載し、周知をしているところでございます。

中でも、自助と共助に関しては、全国で相次ぐ災害から改めて活動、対応の有効性が再確認されているところであります。地域に合わせた防災対策の取組が、より効果的な減災対策になり得ると考えております。

先進事例として、地域が自発的に取り組むタイムラインや地区防災計画の策定を進めるといった動きが出始めております。本町におきましても、防災訓練などを通して行政区自主防災組織に重点を置き、活動の強化を図っておりますが、さらに複数の行政区や地区コミュニティ単位へ広げた防災の在り方も考えていかなければならないと考えているところでございます。

今後も訓練や研修など活動の場を提供し、自助、共助、公助が機能するよう、地域防災対策を推進していくこととしております。

4点目の各種防災情報の伝達方法についてお答えいたします。

ご質問のとおり、防災に関する行動判断において重要とされる気象情報については、テレビ、ラジオにおいて市町村や観測点ごとに周知されております。地域ごとの対応については、主に避難関係について、緊急エリアメールを通じて対象地域や開設する避難所を明記してお知らせをしております。併せて行政区無線や消防無線を開局して、同様の情報を伝達し、自主防災活動による周知をお願いすることにしております。

今後も、要支援者等への対応も含め、自主防災分野の強化を図っていくように努めてまいりたいと考えております。

以上、防災関係4点について答弁をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいま町長から答弁いただきました。まさにコロナ等々もありまして、苦が続かないように十分な備えをしていきたいというところで、こういった質問をさせていただきました。

質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、3地区の地域特性を考慮したものになっているかということで、種別に合わせて行っているというようなお話がありました。どうしましても3地区、中新田地区は特に水害ですか、その他中新田地区、一部土砂災害等々もありますし、小野田、宮崎地区に関してはそういった土砂災害によって分断されてしまう地域、そういったおそれがあるところもあります。

そういったところに対しての訓練の内容ですとか、そういったものを実際に変えて行っている、あるいはその地域に合わせて、特にこういったものに対応するように指示、指導をしているというようなところはございますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいまのご質問のとおり、水害想定なり土砂災害関係、これは区別してそういった防災対応の取組というものが、現在当然求められている状況でございます。水害に関しては、もちろん自主防災組織もなんですが、いろいろ水防法の改正もございまして、特に要配慮者施設、あと関係する小学校等々、保育園もそうですけれども、そういったことで避難確保訓練等々まで

含めて、いろいろ取り組むよう、今現在行っております。

また、土砂災害におきましても、これは指定されている区域が全体で指定されているのではなくて、ちょっとした沢ごととか、ちょっとした小さい山とか、そういったかなり数か所に分かれております。いろいろ地域警戒というのは看板等々の設置も含めて警戒は呼びかけてはいるところでございますが、今後、そうした細かい集落単位での周知の仕方、それから防災訓練の仕方というのを、今後取り組んでいく予定としております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ、本当に想定のできない災害が続いておりますので、そういったことを少しでも危険性がある場合には、そういった指示もしていただきたいと思っておりますし、また、やはり防災、今回はコロナの関係で訓練ができないというようなこともございましたが、どうしましても行政区単位の訓練になることが非常に多いわけですけれども、そういった場合、土砂災害あるいは水害等々になった場合に、近隣の行政区、ここの連携というものもかなり必要になってきますし、また、そういったものでお互いに協力することで難を逃れるというようなこともございますので、その辺の連携あるいはゾーニングといいますか、そういったことも今後検討していただきと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） ただいまのご質問でございます。個々の自主防災組織、それはそれで当然強化を図って進めていくということでございます。先ほど冒頭に町長の回答もありましたとおり、今後やはり複数の行政区、あるいは地区単位というところで、そういった取組の周知も当然図っていくということにしております。地区防災計画なり、あるいは特に水害を想定するエリアというのは、やはり広範囲に及びますので、マイタイムライン等々のそういった取組の活用も紹介しながら、そういったものをどんどん紹介していきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） この①、②の質問に関しては同等な質問内容になりますので、複合的に質問させていただくんですが、先ほどため池ハザードマップあるいは砂防ダム、こういった土砂災害が想定される地域に対して、町長の答弁の中では、当該地域に対する説明会の開催やハザードマップを張りつけて皆さんに周知をしていただいているということございました。

この説明会というものに関して、どういった方々、例えばなかなかこういった説明会を開催した場合には、お仕事の関係上ですとか高齢の方々が非常に多いと思っております。若い方々あるい



は小中学生、こういった方々というのには説明会は開催はされているのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

私も以前、土砂災害警戒区域指定の折に、これは宮城県の土木部の所管が開催するものですから、それらと一緒に説明会に参加した経緯が以前ございます。その折には、当然夜開催しますので、そういった世帯の責任者の方も来ます。ただ、ご高齢者の方だったり、そういった方も来ますけれども、100%まではいかないんですが、ほぼ参加して法的な規制なり危険な流れる位置なり、そういったものを県のほうから説明をいただいているというところでございます。

あと、当然その後については、今回の防災マップもですし、以前配布している防災マップもですし、そういったことで周知しております。

あと、最後にありましたお子さんたちへの周知というところでございますが、これは学校の施設の中で対象になっているところはないんですが、ただ、お住まいになっているところが、当然、該当するお子さんもおりますので、その辺、学校防災等々のいろいろ定期的に打合せ等々、会議等々もございますので、そういったことで何か取り組めるようなことというところで考えていきたいと思っております。当然、ご家庭の中でそういったことも含めて対策、危険箇所等々も含めて周知の方法を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 学校関係というところで、私もこの間すごくびっくりしたというか、改めて気づいた点だったんですけども、中学生の英語の教科書等には、災害の関係あるいは東日本大震災の関係の記載が載っているんですけども、今の中学生、中学校2年生、3年生に震災を覚えているかと聞くと、大体今、年少さん、年中さんなんですね。全く被災のことを覚えていないと。したがって、なかなか防災に対する認識が低くなってしまっているというような現状がございます。

そういった子どもたちに、将来どういった場所に行くかも分かりませんし、また地元でどういった災害があるかも分かりません。こういったものをしっかりと教育というのも危機管理室あるいは町長も様々な卒業式等々にも顔を出したりすることもございます。そういったところでも、ぜひ子どもたちにも危機管理といいますか、その意識を少しつけていただいて、しっかりとした認識を持った子どもたちに育てていただきたいと思っておりますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

まさにそうですね。今の中学生の方、本当に記憶にあるのかなのか、そういう微妙なところだと思います。当然、いろいろ教育関係、学校さんのほうでもいろいろ取組なされていると思います。ただやはり、それに加えて、今ご意見がありましたとおり、地域防災の中でも併せて取り組んでいく必要があるのかなと深く感じた次第でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 先生方の中には、当時そういった沿岸部で実際に津波の体験といいますか、被災をされた先生方もいらっしゃいます。そういった方々にも、しっかりと授業の中で、こういった災害の怖さというものを伝えていただけるような取組もしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、きのう、一昨日と一般質問の中でもありましたが、環境問題あるいはCO2の削減というところ、あるいは今回の防災、土砂災害の関係ですね、なかなか最近、防止のための植林作業というようなこともなかなか少なくなってきたままの現状かと思えます。子どもたちにどういった場所が危険であって、なぜ森林を守らなければいけないかというような教育も含めて、再度こういった植林の大切さ、そういったものを伝えるような授業も必要ではないかと思えますが、担当課長がいませんので、お考えを町長、よろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） てっきり担当室長がいたと思いましたが。

まさにそういった活動が大事なんだと思っています。一応、数年前まで東松島の養殖業者と、そして宮崎の林業関係者、部分林の組合の方々と共同で植林作業をしていたんですね。こちらの組合の方々の高齢化によって、東松島の方々は非常に熱心で、ぜひ続けたいということだったので、残念ながら中止といいますか中断になってしまっております。

今度、ダムの関係でシンポジウムが開催されることになっておりまして、その際、私もパネリストの1人になってほしいということですので、ぜひその辺りも、やはり流域での連携ということも含めて植林ということにもう一度目を向けていく必要があるんだろうと。その取組は高齢の方々が中心でしたけれども、青少年も含めて、そういった取組というのが環境問題も含め、あるいは災害に対する若者たちの意識の向上ということも含め大事になってくるだろうと思っておりますので、ぜひ教育委員会等々関係部署とも連携を取りながら、町としてもそうい

ったことを推進していければと、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 町長、ぜひよろしく申し上げます。

次に、地域に合わせた自助、共助、公助というところの関連としてご質問させていただきます。

先ほど、3地区の特性を生かした訓練をして、そういった想定も今後していきたいというようなお話をいただきました。地域によって防災備品、公助として行っている防災備品、これは恐らく地域特性を生かしたものによって、防災備品の量だったり種類というものも変わっていると思います。また、公助で行っているものが想定できるからこそ、行政区単位の共助を考える必要があるかと思えます。現在、町で行っている公助の部分あるいはそういった備品というのは、こういったものをどのように保管しているか、改めてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

防災関係の資機材等々でございます。これまで指定避難所あるいは補助避難所等々合わせて36か所、プラスアルファもございますけれども、36機材分の発電機なり投光機、あるいはそれに付随する蛍光管なり、そういったものを配備してございます。

主に防災訓練等々を通じて各部署において定期的に、防災訓練などを通して定期的に管理等を行っているという、保管しているという状況でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 発電機等々が各行政区に備わっているのは理解しております。その際に、各行政区長さんたちが、各行政区の役員さんたちを集めて自主防災組織というのをつくっています。その中で、防災費として行政区でお金を集めて何かに取り組んでいこうと考えている区長さん方もいらっしゃるんですけども、そういった方々が、公助としてどこまでやれるのか分からないと。例えば何が足りないだということ、次にどう動いたらいいかというのが、なかなか行政区長さんたち困っている方がいらっしゃるようなんですね。そういった方々と、そういった情報交換をすることによって、ちゃんとした過不足ないといえますか、共助の体制がとれるというふうに私は認識しているんですけども、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいま防災に関して、いろいろ積立てとかそういったことをやっている行政区もあるんだなということで、大変恐れ入っております。公助に関しましては、必ずしも一定のラインというわけではないんですが、おおむね避難所開設等々で、そういったものに必要ないろいろな備え、蓄え、行動となるというところでございます。

あと共助、いわゆる行政区の方々いろいろなお願いをしているのは、やはり一時集合、一次避難、あるいは高齢者等への確認、誘導等、そういったことの方野で取組をお願いしたいということを進めているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 改めて、ぜひ今後、行政区長さんたちと、そういった備品の関係ですか、そういったものもぜひお話しいただきたいと思います。災害、もちろん洪水、地震、そのほか火災等々あります。私の住んでいる地域、非常に緊急自動車等も入りにくいようなところがございます。そういったところに関しては、では何が必要で、町の公助として何がありますよと。ではないものは行政区でやらなければいけないですよと、そういったところの詳細というのが、ある意味自助であり一部共助でやらなくてはいけない部分、また公助としてはここまでできているんだということがはっきりすることによって、こういった災害を未然に防げるのかなという部分もございますので、ぜひその辺の詳細な打合せを区長さん方ともぜひしていただきたいと思います。

また、減災につながるような取組として、私もいろいろ、どうしたら減災につながるのかなというところで思っていたところなんですけれども、なかなか高齢化が進むにつれて、例えば風が吹いたら木が倒れそうなところですか、雑草が生い茂って大変なようなところ、そういったところに未然にそういったところを理解して、それを例えば伐採してあげたり除去してあげたりということをやっているならば、減災にもつながると思います。

なかなか、シルバー人材センターの方々も非常に忙しいというところで、頼んでもなかなか来てもらえないというときにこそ、自主防災組織あるいは各自治体で、行政区版のシルバー人材のような、例えばためたお金の中から一部を排出して一部は行政区から払いますよと、利用者さんに使ってもらって、利用者さんもお金を使う、行政区のお金も合わせてと、そういったようなシステムづくりができていれば、今後、何かあったときも頼みやすい状況とか、そういったことになるとと思います。これは、防災だけではなくて行政区の関係になるとと思います。

ので、これは総務課長でよろしいですか。こういったものも、ぜひ町のほうから仕組みづくりについてご提言とかご提案、私もこういうふうにやっていただきたいという思いがあるんですけども、ちょっと検討していただけないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

今、議員がおっしゃられたような、行政区内での課題解決といいますか、地域自治になるのかと思いますが、その部分について、防災に限らず福祉関係なんかも出てくるんだろうなと思っておりますので、地区の皆さんが課題解決のために自治の機能を発揮できるような、何かしらの支援といいますか、どういった関わり、町が持てるかあれなんですけど、そういったところを今後検討していきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ、どこかの行政区から始めるというようなことでもいいと思います。そういったことを奨励して、本当の意味で自助、共助というところを、地域で守れるというようなことをできる仕組みづくりも、ぜひ検討していただきたいと思います。

4点目のテレビ・ラジオや緊急エリアメールで情報伝達をするということなんですけれども、まずもって1つ目、エリアメールの配信ということがありました。エリアメールの現状についてですけれども、今、NTTドコモさんのエリアメールで、それ以外の方々にも届くような形にはなっているのでしょうか。それをまず確認させていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいまのご質問ですが、NTTドコモのほかにau、それからソフトバンク、今、あと楽天が出てきましたので、その辺、今、楽天の会社とそういったエリアの配信について、今協議しているところでございます。3つの会社は届きます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） テレビやラジオの緊急メールというのは、何回も大雨のときになりますと、全町的に1つの情報だけが流れてくると。どこで降っているか分からない、この地域は全然降ってないのに警報が鳴って非常に怖いと。私の住んでいる行政区は、すぐ堤防がわきにあるもので、堤防が決壊するのではないかと、次の日に、すごい怖かったんだよというようなことがあります。これをもう少し、地域地域にもう少し、地域ごとの配信をするために、何か新

たな方法、町民の皆さんも、ある意味そういったところで、この辺はこうだけど、ここの地域はまだ大丈夫なんだというような配信方法を、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

全くそのとおりでございます。最近の、特に雨の降り方が本当に局地的で、あるいは避難情報等々も、やはり町全体ではなくて、ある地域に限られるというところが出ております。その配信の仕方なんですが、先ほどご意見がありました、まず緊急エリアメールにつきましては、やはり区域ごと、地区ごと、あるいは避難所の場所等々もちょっと細かく明記して流すように、今考えております。

あと、テレビ・ラジオ関係なんですが、県の防災情報システムと町の情報というのを連携を構築しております、テレビのほうにでも、今町全体のどうのというのではなくて、避難所についても、どこどこ公民館、どこどこ小学校とか、どこどこ福祉センターとか、そういったものまで流れるように、今改修しておりますので、そういったところで、なるべく今おっしゃられたような、もうちょっと狭めた範囲で出すように努力している最中でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） このメールの関係で、宮城県内で多賀城市なんですけれども、こういったエリアメールの代わりに、町でLINEのアカウントを取って、LINEアカウントの中で防災情報を流すと。QRコードなどを読み取ることによって、すぐ町の友だちになれるようなことで情報を流しているというような仕組みづくりをしているところもあります。

多賀城市のホームページを見ると、しっかりその辺の運用規定とかが書いてあるんですけれども、今LINEを使っている方々、フェイスブックを使っている方よりも、大体のスマートフォンを持っている方々はLINEを活用していますので、ぜひ、こういったことを検討いただきたいと。さらに多賀城市では、LINEのスタンプですか、町のスタンプを使って、町に来ていただいた方々にスタンプもやっていますのでということで、スタンプを売るような形で新たなことをやっています。我が町にはかみ〜ごももありますし、また、二本目につながりませけれどもぼのぼの、いがらしみきお先生もいます。こういった方々で、まずLINEアカウントを取って、こういった緊急の情報を流し、かつラインスタンプを使って町のPRをぜひしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

今のご質問のとおり、かなりLINEというものが普及しております。ご高齢の方々においても、いろいろアプリを設定しているところと聞いております。当然、防災情報につきましては、様々な手段が当然必要だということでございます。いろいろそういったLINEなり、あるいはフェイスブック、ツイッター等々もございますけれども、どうしても防災という観点のみではなくて、やはり町の広報、様々な教育情報、福祉情報、そういったものも含めて、いろいろ構築していくべきなのかなと思っております。その辺も含めて検討してまいりたいと思いますし、今ご意見のありましたLINEにつきましては、自治体型のプッシュ型の情報を流すというところで、そういった設定ができて、料金も絞れば、もしかしたらお金がかからなくてできるような内容にもなっておりますので、この辺につきましては、町の広報全体的な発信の仕方というもので検討していくというふうに考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ、導入の検討をお願いいたします。ぼのぼのを匂わせたところで2問目にいきたいと思っております。

地域活性化についてでございます。

令和3年度、コロナ対応地方創生臨時交付金の事業の1つとして、コロナに強い地域づくり、地域の魅力磨き上げ事業でぼのぼのを活用したにぎわい創出事業を提案しているが、以下の点について伺います。

1点目、事業決定までの経緯と商店街との話し合いの内容はどのようなものか。

2点目、事業のストーリーあるいはターゲット、連携、構想についてでございます。全員協議会でもご質問させていただきましたが、引き続きよろしく願いいたします。

3番目、今後の展開や事業の費用について、今後の展望についてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、地域活性化についてということで3点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目、ぼのぼのを活用したにぎわい創出事業の決定までの経緯と商店街との話し合いの内容についてご説明をさせていただきます。

まず、いがらしみきお先生の事務所におきまして、新型コロナウイルスの影響によりリモー

トワークに切り替えることになったということから、4月に事務所を閉所することになりました。そこで、いがらしみきお先生から、愛用の机や椅子などの仕事道具と作品を町へ寄贈したいということで、寄贈していただくことになりました。

これを受けまして、担当課で寄贈品の活用について検討し、関係課にも相談をしながら、中新田公民館へ展示コーナーの設置と住民バスセンターにあるぼのぼの庵を結ぶ花楽小路商店街へキャラクターベンチを設置する計画をまとめました。

8月17日には、その計画を庁議に付議しまして決定をしたというところでございます。

商店街との話し合いであります。ぼのぼのを活用したにぎわい創出事業として、関係する商店街の方々と8月4日に開催された花楽小路商店街振興会理事会におきまして、キャラクターベンチの設置等について説明をし、了解を得ましたので事業を推進するということにしたものでございます。

続きまして、事業のストーリー、ターゲット、連携、構想についてということですが、ぼのぼのの魅力は、登場するキャラクターが語る本質を突く哲学的な言葉であると言われております。ですから、ファンの方であれば、作者いがらしみきお先生を育んだふるさと加美町を訪れてみたいと、先生の哲学の裏に何があるのかということを知りたいと思うのは当然だろうと思っております。

町としましては、作品を生み出した愛用の机、椅子などを、先ほど申しましたように図書館内に設置をし、いがらしみきお先生の仕事部屋を再現することにしていきます。また、いがらしみきお先生が過ごした中新田の商店街に、「ぼのぼの」のキャラクターベンチを設置することにしております。

なお、いがらしみきお先生には、中新田図書館の名誉館長に就任していただく予定にもなっております。

当然、ターゲットとしては先生のファンの方々が第一に挙げられると思っております。ファンの方々が加美町を訪れていただき、加美町の自然に触れ、町を巡り、作品を生み出した愛用の机や椅子に触れ、作品に対する理解を深めていただきたいと、そんなふうには思っております。

恐らくは、若い方というよりは中高年のファンのほうが多いだろうというふうには思っております。また、海外のファンも当然ターゲットになってまいると思っております。韓国では日本以上に人気が高いというふうにも聞いておりますし、我が町の楊さん、台湾出身の楊さんにお聞きしましたら、台湾でもいがらしみきおさんのTシャツなどを着ている方もいるということですので、当然、韓国、台湾といったインバウンド、こういったこともターゲットになっ



ていくんだろうとっております。

こういったインバウンドに取り組むときには、当然、加美町振興公社との連携というのが非常に重要になってくるんだろうとっております。

また、薬菜地区、年間80万人近くの方に訪れていただいておりますので、薬菜地区を訪れた方々にも、ぜひ足を運んでいただきたいとっておりますので、今現在、やくらい薬師の湯のところに、観光まちづくり協会の観光案内所を設置しておりますので、ぜひ観光案内所で、やくらいに来た方々が商店街のほうにも、あるいは図書館にも足を運んでもらえるようなPR活動、こういったことが重要になってくるんだろうとっております。

こういった振興公社、観光まちづくり協会との連携というものが非常に重要でありますし、また何といても商店街の皆様方との連携、これが重要であると思っております。

ただ、商店街の皆さん方と連携する際、あくまでも商店街の皆さん方が主体となって取り組むということが大事だと思っております。まさにいがらしみきお先生の善意によって寄贈された先生の作品等々という資源、これを活用して、いかにお金の循環を生み出していくかということ、これはぜひ商店街が主体となって、そして町がサポートするという、そういった体制で取り組むことが望ましいだろうと思っております。

また現在、観光まちづくり協会で世間遺産の事業にも取り組んでおります。ぜひ、ぼのぼのと、それから世間遺産、こういったものを組み合わせて商店街の町歩きを推進していくことができると思っているところでございます。その際、ぼのぼの庵との連携ということも当然大事になってくるんだろうと思っております。

次に大切なのは、仙台文学館との連携であります。仙台文学館には、いがらしみきお先生の常設コーナーがございます。コーナーを訪れた方が本町を訪れてくださるように連携をしてみたいと思っております。

今後の展開や事業費用についてということではありますが、先ほども申しあげましたように、韓国では大人気ということでありまして、実は総務省の外郭団体であります一般社団法人自治体国際化協会のソウル事務所がございますが、こちらでフェイスブックを通じて、ぼのぼのが加美町を紹介する写真を使い、本町の観光PRを行ったところでございます。

また、今年はぼのぼの連載35周年ということで、仙台文学館では今月18日から「ぼのぼのたちの杜」として特別展を開催することになっております。いがらしみきお先生の原画を多く所蔵しています仙台文学館と連携いたしまして、加美町の図書館でも、場所はあれですけれども、図書館などでも企画展の開催なども行っていきたいと考えているところでございます。

また、首都圏での加美町の新聞広告におきまして、ぼのぼのを前面に出しましてふるさと納税にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

なお、事業費につきましては、図書館内に仕事を再現する費用、それからキャラクターベンチ、車止め、広告宣伝費、こういったことを含めると1,150万円を今年度見込んでおります。議員が冒頭話されたように、全額コロナ対策臨時交付金を充てる予定にしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 詳細にわたり答弁ありがとうございます。

まず1点目、事業決定までの経緯と商店街との話し合いの内容ということで、今ご説明いただきまして、8月4日に商店街の方々に説明をさせていただき、ベンチの設置について話をしたという答弁をいただきました。

詳細のことをある方に聞いたところ、その話し合いの中で、こういったものをやることになりました。こういったベンチを設置しますので、よろしく申し上げますというような内容でお話をいただいて了承になったというお話は聞いています。

しかしながら、なかなかここまでのプロセスといいますか、どうやってこうねというようなお話がないまま、どちらかというと、こういうふうな受け身の状態でお話があったという話を聞いております。なかなか、町長の答弁の中でも、やはり商店街の方々が主体的になって、この事業は取り組んでいかないといけないという部分に関しては、いささかちょっと、あまりにも受け身すぎたのではないかなというところがありまして、この質問をさせていただきました。この件について、もう一度お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいまのご質問でございますが、今回、今日も補正予算でお願いするところでございますが、町主導で進めてしまったということで、商店街の皆さんのご意見を聞く機会が不足してしまったということで申し訳ございませんでした。

先ほど町長の答弁にもございましたが、今後の、ぼのぼのを活用したにぎわいづくりを進めていくに当たっては、商店街の皆さんなどの意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひその辺、今回のコロナの臨時交付金、地方創生の臨時交付金を活用

するということで、こういったことになったのかとは思いますが。しっかり地域の方々にも今後の構想ですとか、ぜひ話をさせていただいて、商店街の方々との協働で進めていく事業になればなど、私も期待しております。

先ほど、その中で、商店街の方々に話を聞くと、ぼのぼの庵あるよね、というような話を聞きます。ぼのぼの庵もあるのに、なぜ先にこっちをやるんだらうねという疑問を持たれている方もいらっしゃると思います。この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはりこの事業を進めるに当たって、点というよりは面的な整備ですね、商店街全体、それから図書館と連携ということが非常に重要ですから、文学館との連携ということも含めてですね。ですからやはり面的な整備をまず行うということが大事だろうと思っておりますので、町としては、こういった方針で事業を進めさせていただくことになりました。

また今後、様々な方々のご意見を聞きながら、また先ほど申し上げましたように、我々が主導するということではなく、地域の方々が主体的に取り組んでいく、必要な支援は町も行っていくというふうな協働の精神であります対等のパートナーとして取り組んでいくということが一番肝要だろうと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいまの町長の答弁の中で、点ではなくまず面的な整備をと。恐らくここだと思うんですね。こういったことを、まずしっかりと商店街の方々にお話いただければ理解していただけたのかなというところはあると思います。やはり、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、どちらかという私たち世代より上ですかね、ぼのぼのを知っている方々。今の小学生、中学生、なかなか思い入れがないといいますか、この地域にいなながらも、もちろん知っている方のほうが多いとは思いますが、なかなか思い入れのあるという方々が少ないと。そうなった場合に面的整備をすることで、いがらしみきおさん、あるいはぼのぼのというものを皆さんに知ってもらうための、まずその面的な整備ということでよろしいんですね。ありがとうございます。そういった説明をしっかりとさせていただいて、今後、まずぼのぼの庵あるいは図書館を連携した形として検討していただきたいなと思います。

このぼのぼの庵に関しては、仙台文学館に私も実際行ってきまして、文学館の方ともお話をしてきました。文学館の方々もぼのぼの庵に関しての認識を非常に持たれているというところと、実際に足を運んでいただいているという経緯もございます。その辺を加味してでも、このぼのぼの庵も一緒に町民の皆さんと協力していいものにしていただきたいと思います。

先ほど連携の中で、仙台文学館との話ということで、文学館の副館長さんがおっしゃっていましたが、文学館はどうしてもプリントスクリーンのみだというところで、加美町さんであれば、いがらし先生の机ですとか、先ほどの書齋を再現するというので、プリントスクリーンの中にあるこの引き出しに何が入っているかというような、そういった連携した、加美町に行けば分かりますよというような取組もできるのではないかとアドバイスもいただきました。こういった打合せを、ぜひ仙台文学館の方々あるいは商店街の方々、町の方々、協働で打合せをする機会をぜひつくっていただきたいと思うんですが。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

いろいろこういった、今後、先ほど町長の答弁にもありましたが、ぼのぼのを知っているのが年齢的にも高いと。今後、町内の子どもたちにも広くぼのぼのを知ってもらおうという意味も含めまして、現在、仙台文学館で「ぼのぼのおえかき展」ということで、塗り絵とかイラストの募集をしております、その作品については文学館内に掲示をするという企画もございます。そういった作品を、こちらぼのぼの庵であったり図書館内でも掲示する、あとは同様に、こちらでも町内の子どもたちに募集をし、それを図書館内、あとはぼのぼの庵に掲示すると。もし可能であれば、文学館にも掲示するといった、そういった企画なんかも文学館といろいろ協議をして進めていければなと思っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） そのためにも、まず今回の企画展、文学館で行いますので、ぜひみんなで行きましょう。行って、皆さんでいろいろな話を出し合いながら、仲よく町のための発展できる計画を立てていきたいと思えます。

最後に、この事業費用、先ほど町長もいろいろお話をいただいた中で、ふるさと納税もつなげていきますと。長野県の御代田町というところでは、ふるさと納税、クラウドファンディングを併せ持ったアプリのような納税システムをつくっています。いくら納税されたらこういったものができますよというものを明示してやっていると。今、今回の予算では何体造りますよというのが決定していますけれども、今後、見える形でふるさと納税システムをつくって、ここまでいったら、例えば新たなキャラクターが出現するですとか、新たなものを置きますよというような、みんなに応援していただけるような、そういったふるさと納税の仕組みづくりもぜひ検討していただきたいと思えます。これを最後に質問を閉めたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変貴重な事例のご紹介をいただきましてありがとうございます。まさに町外の方々を巻き込んで、恐らくこういった取組に対して全国のぼのぼのファン、あるいはいがらしみきおファン、何らかの協力をしたいというお気持ちを持っていらっしゃると思いますから、そういった方々を巻き込んだ形での今後の取組ということが非常に重要だろうと思っていますので、前向きに検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時まで。

午前10時53分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

通告10番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） 一般質問も最後となりました。町長もお疲れでしょうが、よろしくお願いいいたします。

通告どおり2問いたしますが、なかなか難しい問題でもありますが、ぜひ振り返る機会だと思ひまして行います。

まず最初に、加美町合併して来年で20年目を迎えると思ひます。平成15年4月1日に誕生して来年20年目ですが、これを振り返り、これからのまちづくりを考える上で以下の点について伺ひます。

1点目、新町建設計画に基づいたまちづくりがどの程度できているとお考えか。

2点目、町民満足度などのアンケート調査や、記念事業を行う考えはないでしょうか。

3点目、合併特例債・合併振興基金のこれまでの状況と、今後の活用の見通しについて3点伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、加美町合併20年に向けてということで、3点ご質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目の、新町建設計画に基づいたまちづくりがどの程度できているかというご質問にお答えをさせていただきます。

新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、中新田、小野田、宮崎の合併協議会が平成14年12月に策定をし、新町建設の基本方針や根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項及び財政計画を定めたものでありまして、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間としておりました。

その後、平成22年度、平成25年度及び平成30年度に計画期間の変更を行い、現在の計画期間は平成15年度から令和6年度までの22年間となっております。

前回の変更におきまして、町の総合計画に合わせて施策体系や施策内容を全般的に修正するとともに、新たに実施する事業を本計画に追加しております。また、この計画に計上された事業に合併特例債を起すことができますので、多くの事業が盛り込まれておりました。

合併特例債は、財政上有利な辺地債、過疎債に次ぐ起債でございますので、他の起債に充てられる事業や実施の見込みのない事業などを省き整理を併せて行ったものであります。

基本的な理念は、新町建設計画も総合計画も同様でございますので、総合計画の事業実績が達成状況の1つに捉えられるかと思っておりますので、平成17年度から26年度までの計画についてお伝えいたします。

事業の実績は323億6,000万円で、計画対比89.4%でございます。また、それに続く平成27年度からの第2期総合計画については、平成30年度までの前期分実施計画の事業費実績が190億1,500万円で、計画対比104.9%となっております。

自治体を広域化することによって財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することを目的に行われました平成の大合併で誕生した本町でございますが、まちづくりの基本理念、共生、協働、自治に基づき持続的に発展していると、そのように感じているところでございます。議員各位並びに町民の皆様方のご協力によりまして、おおむね達成できているのではないかと考えております。引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

次に、20年目を迎え、町民の満足度などのアンケート調査、20周年の記念行事を行う考えはないかというご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度3月末をもって満20年ということになります。ですから、実際に記念行事を行うということになれば、令和5年度の4月、5月、そういった時期になるんだろうと思っております。令和5年度の4月といいますと、小野田・宮崎の中学校が統合し、新生中学校が誕生するときでもございます。また、中新田高校の全国募集が始まる、そういったときでもござい

す。大きな節目になる時期だろうとっておりますので、記念行事についても、一般的には記念誌を作ったり、講演会を開いたりということ、あるいは今回大崎の50周年に関してはビデオをつくるということでもあります。そういったいろいろなことがあるんだろうと思っておりますが、次の10年、20年につながるような記念行事にしていければと思っております。

現在、まだ具体的に計画を進めているわけではございませんので、議員の皆様方のご意見、ご提案、あるいは町民の皆様方のご意見なども踏まえながら、節目の事業としてふさわしいものにしていければと思っているところでございます。

またアンケート調査についてでございますが、町民満足度調査につきましては、平成25年度に実施したことがございます。合併10年を迎え、町民の皆様が感じているまちづくりに対する満足度及び重要度を調査し、第2次総合計画策定の基礎資料とさせていただきました。

令和6年度に次期総合計画の策定をすることになれば、そのような住民アンケートを行うとすれば令和5年度になると思っておりますが、そういったことも1つの参考資料となるのではないかと考えておりますので、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、合併特例債、合併振興基金のこれまでの状況と今後の活用の見通しについて答弁をさせていただきます。

合併特例債のこれまでの状況については、町道整備、地域インフラネット基盤整備、義務教育施設整備などの建設事業と合併振興基金の積立て分を含め、令和2年度までに80億6,000万円発行しております。これは、発行上限額135億円に対し約60%の発行率となっております。令和3年度以降の発行予定につきましては、新庁舎建設を含め約50億7,000万円を見込んでおります。

したがいまして、平成15年度から令和10年度までに予定される発行総額は131億3,000万円となり、発行上限額の約97%に当たります。ご承知のとおり、充当率95%、交付税措置率70%という財政的には有利な起債でありまして、既存施設の除去にも使えますので有効に活用してまいりたいと考えております。

また、合併振興基金につきましては、平成16年度から平成19年度にかけて合併特例債を発行し積立てを行っております。積立て総額は基金の起債発行上限額に当たる約16億9,000万円でございます。

基金の活用に関しては、債権などを購入し運用益を積立ててきたほか、平成23年度からは地域の祭り、スポーツイベント、コミュニティ事業などの地域振興事業に基金を取崩し充当してまいりました。

令和元年度以降は、基金積立てに要した起債の返済も済みしましたので、取崩し額を増額し、保育所、こども園などのエアコン整備や遊具の整備、学校の給食設備の更新など、ハード事業についても幅広く活用してきております。

令和2年度までに事業に充当した総額は、およそ3億8,000万円となっております。今後も地域振興及び住民の一体感の醸成につながるよう、基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、3点につきまして答弁をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、少し掘り下げて質問いたします。

皆様のタブレットを開いていただきますと、一番左上に一般質問のところに、きのう伊藤由子さん、佐藤善一さんの資料の隣に1枚つくりました。

加美町総合計画実施計画の事業実績率ということで、企画財政課から計画の数字、実績の数字をいただきました。それを私なりに計算して、どれだけ実績率が上がってきたか、やってきたかというのを表にまとめました。この件について少し伺います。

まず、これを見ていただけると分かるんですが、1節、2節、3、4、5、6節とありますが、施策の大綱の上の段は、これは第1期の内容です。下の段が新しい第2期ということで、内容が若干変わっております。文字だけではなくて、例えば1節ですと環境とかエネルギーなんですが、前期のほうは、こちらに交流拠点というのもあって、それが今度4節に移ったり、その辺行ったり来たりがありまして、どちらかというとな下の現在のほうが整理されているとは思いますが、一応、これを見ていただきたいと思います。

それで、右側は平成17年、18年は、これは星元町長のときです。平成19年、22年が佐藤前町長と。猪股町長の1期が平成23年から26年、その次が第1期を合計したものです。一番右が新しい第2期の計画の猪股町長の平成27年から30年ということになります。

ここで質問なんですが、黄色に網かけたところが、基本は100%できていればいいんですが非常に数字が多い。例えば1節の平成19年辺り、402%とか、その次の平成23年は148.9%など、こういった大きい部分と、3節のように65%、80%、79%といった低い部分、また5節のように、ある部分では20%台、6節でも20%、30%台があります。

先ほど町長の答弁の中で言われていた数字は、右下にあります平成17年から26年の合計の達成率が89.4%というご説明でした。その右側が新しい部分で104.9%と。全体はこのようなパーセントなんですが、中の節によって大分ばらつきがあるので、この点についてご説明をいた



できればと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

この計画につきましては、1期、2期と、さらには2期につきましては前期・後期が令和元年から始まったというような流れでございます。

平成17年からの第1期につきましては、資料もかなり膨大なもので、部分的なところについてご説明申し上げます。

これらの中で特化した部分につきましては、やはり1節の平成19年から22年の402.9%、これが大きい数字でございますが、これにつきましては木質バイオマスボイラー施設整備事業ということで、やくらい群の整備事業でございました。

2期に入りまして、前期がもう終わったわけでございますが、3節につきましては、やはり町道の整備、さらにはふれあいの森公園パークゴルフ場の整備もございました。中新田の緑地改修事業もございました。

4節に入りましては、旧上多田川小学校改修事業、そして多面的機能支払交付金事業、あと機構集積協力金という形で前期が終わってございます。後期に入りまして、ここには書いていないんですけれども、実績が一番新しい数字で説明をさせていただきます。

第1節から第6節までと、それぞれの施策の大綱に基づきまして事業を掲載してございますが、その事業の内容が異なるので、事業費によってはばらつきがあるというような内容でございます。例えば、第2節の健やかで笑顔あふれるまちにつきましては、障害者自立支援介護等の給付金、そして加美病院の運営事業、また児童手当の給付事業といった形で、福祉や子育てに関する事業等が含まれてございます。

さらには、第3節におきましては、安全・安心で快適に暮らせるまちということで、やはり町道の整備、橋梁の改修工事という形で事業費が大きくなってございます。

第2節、第3節ということで、やはり福祉とインフラ関係が伸びているというような状況でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） もし可能であれば、第5節、第6節の20%台、30%台が、なぜこのような数字なのか、もしお分かりであれば、お願いできますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

数字的にはかなり減っているということでございますが、これにつきましては、学校教育コミュニティという形で、ここに5節、6節あるわけでございますが、第2期に向けての準備期間ということで、この時点では数字が少なかったということでございます。第2期に入って、教育関係とコミュニティ関係で大分大きな数字に膨らんでございます。第2期につきましては、小学校、中学校の空調関係が一番大きく、さらには陸上競技場の改修もございました。あとB&Gですね、そういったものということで学校、生涯学習課の関係が第2期に伸びたということで、その前段ということでございました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） なかなかやはり、当初計画をしても、社会情勢だったり様々施策によって変わってくるのは分かります。確かに最初の頃は、ほぼ平成十七、八年は100%、決めたとおりにというか、ほぼ進んできました。これについて町長、もしご感想などありましたらお願いできますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員の皆様方のご理解をいただきながら、また町民の皆さん方のご理解、ご協力をいただきながら、こういった計画を推進してきているわけでございます。町政を進めるに当たって大事なことは、日頃考えていますことは、物事の本質を見るということですね。それから、大所高所から俯瞰的に物を見るということ、そして長い時間軸で考えるということ、こういったことを日頃心がけておりますけれども、様々な環境の変化によって、当然計画というものは変えざるを得ない、あるいは場合によっては、当初計画していたものを断念せざるを得ない、あるいは当初計画していなかった事業を新たに取り組まなければならない、こういったことに弾力的に取り組んでいくということが大事なんだろうと思っております。

その際にやはり大事なことは、皆さん方のご理解をいただくということ、そして財源的な裏づけをしっかりとした上で事業に取り組んでいくと、こんなことが大事であるということの日頃考えながら、職員とともに、皆さん方のご理解、ご協力をいただきながら進めているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、私なりにこれを見て感じたのは、やはり町長は、例えば観光だったり、あと旧上多田川小学校改修というお話もありました。国立音楽院とか、そういったところで、当初の予定とはまた状況が変わって増えてきているのかなというふうにも感じております。

それで、20年を迎える上に当たって、合併による町の一体感の醸成ということで、先ほど答弁の最後にありましたが、この20年間、20年まだありませんが、一体感が醸成できたかどうか、その辺、町長どのようなご感想か、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一体感が醸成されている部分もあれば、全般的に見ますと、なかなかこれは難しいという面があると思っています。恐らく加美町に限らず、どの合併自治体も、なかなか20年たっても30年たっても一体感を得るということは難しいんだろうと思っています。裏返しますと、それぞれの町民が自分たちの地区あるいは旧町に対する思い入れが非常に深いわけですね。それは、決して悪いことではありません。郷土愛というものは非常に大事であります。その上に、加美町として全体として、お互いに協力をし合うという、こういったことが大事だと思っています。

町としても、バランスの取れた発展、均衡ある発展、そして一体感の醸成ということには留意しながら事業を進めてきているところがございますので、これはある程度、時間というものも必要になってくるんだろうと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、先ほど令和5年4月頃に20周年というお話もちょうと出ておりますが、今、町内で、たしか、私の記憶では令和5年4月だったと思いますが、JAさんがこの支所、小野田・宮崎支所から組織変更で別なところに移動されるということだったり、あとは、最近新聞で、小野田の七十七銀行小野田支店が中新田支店と統廃合されるというようなことになると、町長が言われていた3局自立ということで、金融機関だったり町民の方の利便性の関係で大分厳しくなるような気がします。

これが1点ともう1点、新町建設計画の最新版、平成31年3月に記載されている、人口については町長もいろいろな努力をされて、住民をできるだけ加美町に来ていただくようにという施策を取って、当初の国の試算より人口については状況がいいというお話も以前からお伺いしておりますが、町で出している新町建設計画の最新の中に、産業の関係で書いてあります。

例えば新町の就業人口について、合併から10年、平成27年までの10年間で11.3%減っているとか、生産額、前回の一般質問でもRESASの数値を基にお話ししましたが、平成17年の776億円が平成27年では672億円と、約100億円近く生産額が減っているといったようなことから、また次の質問に続くんですが、一次産業については平成17年のときに43億円だったのが、10年後には32億円と、これは一次産業です。二次産業については、平成17年368億円が平成27

年の10年後では250億円ということで、大きく減少しているということが新町建設計画の町の状況、産業ということで書いてありますが、こういったことも含めて、これからのまちづくりに希望の持てる町長のお考え、お伺いできればなと思いますが。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり高齢化、人口の減少というのが、あらゆる分野に影響を及ぼしているということは間違いない事実だと思っております。

農産物の生産額の減少についても、やはり一番は担い手がない、畜産農家などもやめている農家はかなり増えてきているということが大きいだろうと思っています。一方では、地域おこし協力隊、おかげさまで皆さん定着をしております。実際、農業に従事をして下さっているわけでありまして。

次の質問になるわけでありましてけれども、現在、新規就農者が5名おります。こういった新しい力が、今後農業分野でも大きな力を発揮していくんだらうと。新たな視点で魅力ある農業というものを展開していく可能性があるだろうと思っております。

また、農業隊員ではありませんけれども、米津さんについてはリロカリコクリという新たな会社を立ち上げ、最近、1名職員を雇用しました。ですから、まだまだ小さな芽ではありますがけれども、こういった積み重ねというものが私は大事なだろうと思っております。

ですから、これまで進めてきた移住・定住の促進、そしてその一部であります地域おこし協力隊の取組、こういったものをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

また、6月にも1名農業隊員が増えまして、現在2名、農業隊員が農業の振興に取り組んでおりますので、このことによって少しずつではありますけれども、地域が変わっていきっていると、そんなふうにも感じておりますので、この取組はしっかりと推進し、また卒業生をサポートしていきたいと思っております。

また現在、テレワーク推進事業を進めております。これも時間のかかることではありますけれども、先々月号でしょうか、いずれ西の神山、東の加美町と言われるようにというお話をしたのですが、現在、巻組、それからあわえさんとも協力をしながら、クリエイティブな若者たちを誘致しよう。サテライトオフィス誘致しようという取組が始まったばかりでありますけれども、こういったことも地道に取り組むことによって、必ずや神山のように、わずか5,000人の不便な町でありますけれども、多くのクリエイターたちがやってくる、あるいはサテライトオフィスが移ってくる、設置されるという町になっていくに違いないという確信を持って、今事業を進めておりますので、そういった明るい未来というのは、私は必ずやってくるという思

いで、職員ともどもいろいろな皆さん方のご協力をいただきながら取り組んでいるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、これも農業に関係、次の質問に関係してくるわけではありますが、おかげさまで、ムラサキの実証事業、これは国の採択を受けましたので、3年間で約3,000万円の補助金をいただきまして、10分の10の事業ですね、新たな商品開発にも取り組んでいくことになっておりますので、これなども、ようやくムラサキが農家の収益につながるような取組になっていくんだらうと思っておりますので、これも大いに期待をしているというところでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

先ほどアンケートの話もちょっとしましたが、平成24年12月に調査を行って、それを反映させてということなのですが、記念事業というよりは、町民の皆さんが、この20年間、合併してどうだったのかという思いと、やはり町で進めている施策と町民の方の思っているというか、こうやってほしいという思いと、やはり一回20年目を節目に、アンケート調査で意識調査もしながら、さらにこれからの10年、20年をつくっていくためのものにしていただけないかなと思います。そういった意味での事業だったり、アンケートをぜひお願いしたいと思います。

次に、合併特例債の関係なのですが、先ほど説明いただいて、既に80億、約60%と。残りが50億7,000万円ということで、令和3年から令和10年度までの発行になると思うんですが、その計画を見ますと、総合管理計画との連携もあるんですが、まず庁舎に14億5,000万ですか。それと公民館に、既にこれはもう決定している約6億1,800万、これ以外にいろいろ見ますと、学校の改修だったり、あとは管理計画の個別計画による解体費、先ほどもちょっとありましたが解体費に使うとか、そういったことで、先ほど町民の方々の理解を得ながらやっていくという意味で、これからの7年間、それがきちんと実施できないと、せつかくの特例債で解体とか、そういった改修に使おうと思っても使えない可能性もあります。

さらに、平成9年、10年度辺りは小野田、宮崎庁舎の改修費、約1億3,000万から1億7,000万ぐらいと書いてあったりするんですけども、この辺は、先ほどもちょっとお話ししたように、農協さんが出ていく、そういう状況において、これからどういうまちづくりをしていくのか、どういう施設管理をしていくのか、その辺の方向性をきちんと決めた上で合併特例債を使っていけないと、使い切れないという大変ですけども、せつかく有効に使えるものを使えないという状況も出てくると思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、施設の計画、個別計画も含めて皆さん方にお示しをしているわけがありますけれども、この2つの庁舎につきましても、農協が退去するということでもありますので、そういった跡地利用、小野田、宮崎の公的な施設を、どう集約していくかということも含めて、これはきちんと皆様方にお示しをしながら、ご理解いただきながら、そういった施設の有効活用も、地域の活性化につながるような有効活用策も示しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そういった意味でも、住民の方々が、今、合併してどう思われているのか、こんなふうにしてほしい、あんなふうにしてほしいというものを、ぜひ早いうちに酌み取っていただいて、まちづくりに生かしていただければと思います。

次に2つ目に移ります。

農業の振興についてなんですが、この間、産業経済常任委員会として、7月9日に農業委員会の農政調査会の皆さんと意見交換会を行いました。なかなか議会もコロナの関係もあって、報告会とか大々的なことはできないので、こういった部分、部分といいますか、各団体とか、そういったところといろいろな意見交換会をしていきたいと思いますという中で出された意見を基に、その場ではお話を聞くだけなので、ぜひとも町長に伺ってほしいということで、代表して質問させていただきます。

ここに6点ほど記載しております。

1番が、新規就農者に対し、町の加工施設等の利用料減免や、JA等と連携して農業機械のレンタルやリースを行ってはどうか。

2点目、農業の集積について、集積率は80%を超えて現状の目標を達成しておりますが、集約が困難な小規模農業者や兼業農家への町の支援を行う考えはないのか。

3つ目、農業後継者問題を考え、安定した所得の確保、いわゆるもうかる農業の実現や、女性農業者の財布が温くなるための施策について。

4つ目として、大規模園芸団地などの企業誘致の考えはないでしょうか。

5つ目、薬菜地区に約182ヘクタールの耕作放棄地やリゾート計画の失敗により、いまだ手つかずの雑種地が広範囲に存在いたします。町では、どのように考えているのか。

最後6点目、基幹産業である農業の振興のための予算増額、そして農業振興地域整備計画、要するに農振地域の見直しについて、十分に作業を行えるだけの人員と予算を措置する考えは

ないかという点を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、農業振興につきまして6点お答えさせていただきます。

まず、農業振興を図る上で農協の役割というのは非常に大きいと思っております。ですから、農協と連携することはもちろんですが、やはりもっと農協が主体となって、後継者の確保なども含めて取り組む必要があるのだろうと思っておりますので、なお一層、J Aとの連携は進めてまいりたいと思っております。

まず1点目の、新規就農者に対して町の加工施設等の利用料減免や、J A等と連携して農業機械のレンタルやリースを行ってはどうかというご質問でありましたが、現在、販売を目的とした町の加工施設として、薬菜地区にあります漬物と畜産加工の設備があります。農畜産加工施設でございます。また、中新田交流センターの隣にあります地域食品加工センター、こちらはジュースであったり燻製だったり、乾燥加工の設備がございます。

両施設とも、現在の利用者と使用時間等を調整していただければ、利用は可能であります。利用料につきましては、利用内容を考慮して減免を検討してまいりたいと考えております。

農業機械のレンタル等ではありますが、J Aが事業主体となって、県単独事業の園芸特産重点強化整備事業を活用し、組合員に対してリースしております。町は、県とともに補助金の交付をしているところであります。またJ Aでは、大豆やネギ、キャベツ、白菜等の農業機械についてレンタル等を実施しております。

また、地域おこし協力隊員を卒業し新規就農している方、先ほど申しましたように5名おりますが、町では、任期中から就農に向けた支援を行っており、農業次世代人材投資事業の申請手続をサポートするとともに、協力隊卒業後は町内で起業する際の経費の支援、起業支援補助金、上限100万円ではありますが、とか、あるいは定住する際の負担軽減を目的とした定住支援助成金、これは年18万の2年間ではありますが、こういったものを交付するなどして、新規就農の後押しをしているところでございます。

現在、2名の地域おこし協力隊員が農業の振興に関する活動に従事しております。今後とも、新たな農業の担い手として育てていくとともに、地域に新しい活力を与える人材として、我々も全面的に支援をしてまいりたいと思っているところでございます。

2点目の農地の集約について、集約が困難な小規模農業者や兼業農家への町の支援ということではありますが、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後に誰がどのように農地を利用して農業を続けていくのかを地域の問題として捉え、担い手の確保などに

ついて定めるひと・農地プランを策定しております。本町におきましては、農地集積率がご指摘のとおり80%を超えておりますが、今後、担い手のみへの集積を図ることには限界があるのではないかと予測しております。国においても、中小企業の経営体や、半農半Xなど多様な担い手をプランに位置づけることも検討されているところでございます。

しかしながら、小規模農業者や兼業農家が農業を継続していくには農業機械が不可欠であります。経営規模的にも農業機械は高額であるため、購入ができないといった課題などもあります。そのほかにも、技術的な面など、様々な課題も出てくると思われまますので、まさにこういった点はJ A加美よつばさんの出番でございますから、J A加美よつばあるいは関連機関とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、安定した所得の確保、もうかる農業の実現、そして女性農業者の財布が温くなるための施策ということですが、やはりこれは全国的に、冒頭申し上げたように高齢化、後継者不足が深刻になっておりまして、生産物も減少傾向にあるということでございます。

一方、食品小売産業、外食産業などは、農業生産額の何倍もの規模となっておりますので、農業従事者としては、やはり原材料の供給だけではなく、自らが加工流通販売に取り組む、まさに6次産業化に取り組んでいく必要があると考えております。

町では、ご承知のとおり6次産業化へチャレンジする方々を支援するチャレンジ50、チャレンジ200という制度に取り組んでいます。実は、そもそもこの制度を創設したきっかけは、J A加美よつばの女性部の方々から、なかなか国で6次化の制度はあるけれども、小規模な取組に対しては使えないと。何とか町でそういった制度をつくってもらえないだろうかというご要望を受けて実はつくった制度でございます。

現在、この制度そのものは、ハード事業については2分の1、上限200万を支援します、ソフト事業については4分の3、上限500万を補助しますという制度でスタートいたしましたが、昨年度と今年度につきましては、コロナ禍にある経済対策としまして補助率を、ハードが3分の2に引き上げ、ソフトについては5分の4に引き上げ実施をしているところでございます。

土産センターも、これは活用できる制度でありますので、土産センターなどでもこれを活用した新しい商品の開発を行っておりますし、そのほか女性農業者の方々が、真空パックの包装機とか野菜乾燥機などを購入するために活用しております。

ぜひ多くの方々に、男女問わず、この制度を使って6次化にチャレンジをし、商品の開発、そして所得の増につなげていただければと考えているところでございます。

4点目の大規模園芸団地などの企業誘致の考えはないかということでもあります。



野菜、果樹、花卉といった園芸作物は、農業の重要な柱となっておりまして、新規就農者も取り組みたいという分野で実はあります。中でも施設園芸は、労働集約型の農業として、雇用確保の面でも大きな期待が寄せられております。

しかしながら、施設園芸にも様々な課題があると認識をしております。高品質な作物の生産が求められることから、技術習得等の仕組みづくりというのが必要でありますし、また冬期間に加熱が必要になる品目も多いものですから、経営コストの削減、地球温暖化対策の面、化石燃料依存からの脱却といったことも考えながら、これは取り組んでいく必要があるんだろうと思っています。

豪雪地帯の本町としましては、決して条件がいいとは言えませんので、様々な条件も勘案しながら、本町に合った取組というものを模索をしていかなければならないと、情報収集をしていかなければならないんだろうと思っているところでございます。

最後の5点目の菓菜地区にあります耕作放棄地等についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年、農業委員会の農地利用状況調査の結果では、先ほど申されたように182ヘクタール確認されております。町全体の耕作放棄地の8割を占めていることになります。内訳は、再生可能な荒廃地が35ヘクタール、重機等を使えば再生可能な荒廃農地が11ヘクタール、生産困難な荒廃農地が36ヘクタールとなっています。その要因については、畜産農家の減少や水田転作の拡大により、わざわざ遠くへ行かなくとも、粗飼料や畑の確保が容易にできるようになったためと。また、利用者が減っているためということなどが理由として上げられます。また、荒廃農地のほとんどが共有地であります。荒廃農地解消事業等の導入も、そういった面でもなかなか厳しいところもあるんだろうと思っています。

ただし、この数年は、管理している組合の努力もありまして、少しずつではありますが、荒廃農地が減ってきている状況にあります。今後、今利用されている農地を荒らさないように維持していくことが、最も大切であると考えております。

さらには、再生可能な荒廃農地を有効に活用してもらうことが大切であると考えておりますので、農業委員会等との連携をしながら農地利用の最適化を推進してまいりたいと思っています。

一応、議員からのご質問にもありましたように、場合によっては再生可能エネルギーの取組ということも、こういった荒廃農地で今後可能性があるのだろうと思っているところでございます。

最後の6点目であります。基幹産業である農業の振興のための予算の増額、そして農業振興地域整備計画の見直しということに関してお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、農業を取り巻く環境、依然として大変厳しい状況にあります。生産基盤の整備から担い手の確保、育成、農作物の生産振興、畜産振興などのほか、農業農村の有する多面的な機能の維持、スマート農業の推進など、様々な側面から農業、農村の振興に取り組まなければならないと認識をしております。

また、近年の自然災害の頻発、激甚化への対応や、鳥獣被害の拡大への対応、こういったことに対しても、当然これは予算が必要になってまいります。必要な措置はしていかなければならないと考えております。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてでございますが、農業振興地域整備計画については、合併時の計画変更から約15年経過し、農用地利用計画についての部分的な変更は行ってきましたが、全体の見直しが行われておらず、計画の目標年も平成27年となっているため、状況に合わない計画となっております。

農業振興地域整備計画は、地域の農業の振興を図るために講ずるべき施策の具体的な実施の方向を基本計画として明確にし、当該施策による効用を十分に発揮されるように土地利用計画を定めるものでありまして、国の基本方針及び県の基本方針と連携しながら策定することとなっております。

昨年12月、国は新たな基本方針を定め、これを受けて、県では現在、基本方針の策定を進めております。本町においても計画変更が急務となっておりますので、農業振興地域整備計画の基盤となります農林業センサスが今年の5月、その数値が確定したこともありますものことから、計画変更の、これは時期であると認識しており、見直しを行ってまいりたいと考えております。

この見直しに当たりましては、土地利用計画の見直しなどに多くの時間を有することから、今年度中に見直しのスケジュールを作成し、令和5年度の計画変更を目標としまして、担当職員の増員、予算の措置などを図ってまいりたいと考えております。

以上、6点についてお答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） いろいろと前向きな答弁もいただきました。その中で、幾つか再質問させていただきます。

まずJAとの連携が非常に大事だということで、実は令和元年の第4回定例会でも一般質問

しましたが、そのときに、JAの組合長と町長と一回お話し合いをやられたという経過がありました。私は定期的に毎回とか、いろいろ時間を調整しながらやっていただけるのかなと思いましたが、なかなかその後、進んでないということで、ぜひとも進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私としては、ぜひ定期的にとっておりましたが、前組合長さんが体調を崩されたこともあり、コロナのことなどもあり、なかなか思うように定期的な話し合いを実現することができなかったのは事実でございます。新たな組合長さんとは、ぜひ様々な分野で、もちろん農業振興に関してが中心になりますけれども、連携していけるように話し合いの場を持ちたいと、そのように思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ぜひともお願いいたします。

それで、農業機械のレンタル云々という、先ほど組合等にリース・レンタルとお伺いしたんですが、これは例えば農事組合とか、そういった大きな団体にやっているということなんでしょうか。質問は、できれば新規就農者とかそういった人たちが、すぐにちょっと使いたいとか、買うのは大変だけれども借りたいというようなお話が農業委員の方からありました。実際、ネット上ですけれども、調べてみますと、千葉県のJA全農ちばとか、神奈川県の子JAあつぎ、JA御殿場、大阪の子JAいずみとか、そういった首都圏に近いところでは、そういったレンタルとかリースの制度を農協さんもやって自治体も支援していると。その辺ちょっと確認したいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 聞き取りづらかったかもしれませんが、組合員に対してというふうにお答えさせていただきました。詳しくは産業振興課長から説明させます。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農協のリースでございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、組合員ということにはなってしまうんですが、組合員がパイプハウスを購入したいという場合は、JAが事業主体となって県と町から補助金を受けて、それで購入しまして組合員にリースをするという形ですが、この事業につきましては、最近ですと地域おこし協力隊を卒業した隊員が農業を始めまして、パイプハウスが欲しいということで、この事業を使って購入をした新規就農者もございま

す。

あと、町長の答弁にもございましたが、リースではなくレンタルということで、播種機であったり、そういったのも農協でレンタルしております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それと、新規就農者の方が、例えば野菜を出荷したいといっても、一定の量がない場合に、お話があったのは、例えばどどんこ館などに納める場合に、当然手数料といいますが、料金10%ですか、15%ですか、取られると。取られるというと失礼なんです納めると。そうすると、なかなか厳しいということだったり、例えばどどんこ館に限らず土産センターとか、そういったところに共通して、例えばこっちには出せないけれどもそっちに出した場合に全体を含めての手数料だとか、何かもう少し優遇というか、減免的なものをしていただければ納めやすいというか、やりやすいというお話もありましたが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいまのどどんこ館なり土産センターを利用すると手数料がかかるということにつきましては、やはりどどんこ館であれば運営協議会、土産センターであればさんちゃん会という組織を運営していかなければならないわけでございますが、やはり運営していく、組織を継続させるためには手数料が必要であるわけでございますが、その辺、組織との協議も必要になります、その辺検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 確かに運営組織としては必要なので、ぜひ町の支援をとという要望でした。

要するに、新規就農者に対して、そういった場合には当然手数料は納めるんですが、そういった場合に、少しでも町の援助がないかという要望のようですが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 新規就農者は、様々なチャンネルで販売するということが重要だと思っています。これまでのように農協に出荷するとか、あるいは土産センターに置いて販売するとかということは、もちろんこれは必要だろうと思っておりますけれども、その減免ができるかどうかということは検討させていただきますが、加えて若い方々ですから、インターネットを使っての販売、それからふるさと納税の返礼品となる商品の開発、こういったことが非常に私は重要になってくると思っております。

また今回、モンベルでもモンベルフレンドタウン専用のふるさと納税のサイトも立ち上がりましたから、こういったことなども十分に活用すべきだと思っておりますし、また、町内外で有機栽培された野菜等をぜひ使いたいというレストランもございます。私も、1か所紹介させていただきまされたけれども、そういった直接お店と取引をするということなども大事だと思っておりますから、そういった町としても情報の提供などもしていきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それと、大規模園芸団地ということで、確かに冬期、この辺雪も多いんですけれども、町内全体ということではなく、例えば鳴瀬地区とか比較的雪の少ない地区とか、そういったところに誘致できないかという農業委員の方のお話もありました。その辺、何とか検討はできないのかどうかということで、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

鳴瀬地区につきましては、やはり条件のいいところだと思います。鳴瀬地区の農地につきましても、地域の農家の方々が有効に活用されている状況の中におきまして、そういった大規模園芸施設のまず用地が確保できるのかどうか、その辺もあると思いますので、その辺の確認からまず必要になるのかなと思います。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間も厳しくなってきました。薬菜の、要するにリゾート関係も含めての、先ほど町長から再生可能エネルギーの利用もできるのではないかというようなお話もいただきました。ぜひ有効活用していく上で、いろいろな今までリゾートの関係で県や国、そういった縛りだったり、いろいろ法的なというお話を聞きますが、このリゾート関係で今どういう状況に置かれているのか、その辺をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

このリゾート事業関係でございますけれども、このリゾート事業につきましては、平成2年に構想が承認されたと。栗駒・船形リフレッシュリゾートオアシス21構想、これにつきましては、加美町だけではなくて栗駒、鬼首、鳴子、薬菜地区を含む計画ということで、県が策定したものでございます。

この構想に基づき、まずは西薬菜にやくらいゴルフ場が平成7年にオープンしまして、その

後、スキー場であったりやくらいガーデン、あと南薬菜地区につきましては防災調整地とか、そういったものが整備されたんですが、やはり整備していく中で、世の中の社会経済情勢も変化しまして、積水化学工業もなかなか投資できなくなり、開発が休止の状態できているという状況にありまして、なかなか事業が進んでいないという状況にあります。

過去には、積水のほうも、なかなか開発も進まないということで、町への土地の譲渡ということも話はあったようでございますが、やはりこれはリゾート法、それから農地法が関係してきまして、仮に町に譲渡ということになりましても、町がそのリゾート事業を継承するということになるというのもありまして、なかなか進まないという状況にあります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後になります。先ほど町長のほうから、農業振興地域整備計画の見直しをやるというお話をいただきました。やはり農業をこれからどうしていくという点でも、ぜひともきちんとやっていただいて、農業関係の支援をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時まで。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

お諮りいたします。

日程第3、議案第59号加美町過疎地域持続的発展計画の策定について、日程第4、議案第60号加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、以上2件は過疎地域の持続的発展に係る計画策定及び条例改正でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第59号及び日程第4、

議案第60号は一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第3 議案第59号 加美町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第4 議案第60号 加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第59号加美町過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第60号加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、以上2か件は関連しますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期限を迎え失効したことにより、令和3年4月1日に新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定施行されたことに伴い、新たな過疎計画の策定と条例の制定を行うものです。

議案第59号の新たに策定する計画は、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため持続的発展の基本的方針や実施すべき施策等について定めており、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

議案第60号の新たに制定する条例は、過疎地域内の産業振興をより効果的に促進するために、固定資産税の減免の対象となる業種及び設備投資の追加並びに運用の延長を定めており、基本的には旧条例の内容を引き継ぐものでありますが、過疎地域における事業用設備等に係る減価償却の特例について、対象業種に情報サービス業等を追加し、また対象となる設備については新造設以外に改築、修繕等を追加し、取得価格要件の引下げを行い、適用期間を3年間延長し、令和6年3月31日までとするものです。

議案第60号の議案資料として、新条例の概要と新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号加美町過疎地域持続的発展計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号加美町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第61号 加美町地方創生推進基金条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第61号加美町地方創生推進基金条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第61号加美町地方創生推進基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、地方創生応援税制企業版ふるさと納税による企業からの寄附金を適正に管理し有効に活用するため、新たに基金を設置するものです。

企業版ふるさと納税は、地域再生法第5条の規定により認定を受けた地域再生計画に記載された施策の推進に要する経費に充当することが認められていますが、原則として受領した年度の事業費に限定されています。

しかしながら、企業版ふるさと納税を活用する事業の目的、積立て額の範囲、運営管理に関する項目など諸要件を定めた基金を地方公共団体で設置し国の認定を受けた場合には、寄附金を基金へ積み立てることが認められ、後年度の事業に充当することが可能となります。

そこで、地方創生推進基金を設置し、企業が加美町に寄附しやすい環境を整えるとともに、地方創生事業への財源確保に努めてまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。



これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番です。この基金の条例の制定についてなんですが、一般的な基金の条例ということは、1つのルールがあって、今回これも提示されているとは思いますが、第3条の金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法とは、どのような方法を想定されているでしょうか、説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

基金につきましては、通常、条例のほうで制定をさせていただいた後に、それぞれの運用方法につきましては歳入歳出に計上させていただいて管理をさせていただいております。

そうした中で、基金の積立て額をしっかりと担保するような形での運用、その基金の運用等々に関しましては、一番適切な形で管理できるような形ということで決めさせていただいております。

実際には、基金を目的以上のものに使用しないで、きちんとした形でまず基金の個別に管理をさせていただく。そしてそこで得た運用益に関しましては、その中に積立てを処理し、後年度以降、その財源を活用して利用させていただく、そういった形で基金の運用をさせていただいております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（内海 悟君） 会計管理者でございます。

現在、基金の保管あるいは運用につきましては、まず銀行の預金ですね、普通預金、あと定期預金。それと、確実であると思われる債券、そういったもので運用をしております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号加美町地方創生推進基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号加美町地方創生推進基金条

例の制定については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第62号加美町個人情報保護条例の一部改正について、日程第7、議案第63号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、以上2件は上位法の改正による個人情報の保護及び個人番号に係る条例改正でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第62号及び日程第7、議案第63号は一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第6 議案第62号 加美町個人情報保護条例の一部改正について

日程第7 議案第63号 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第62号加美町個人情報保護条例の一部改正について、議案第63号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、以上2か件は関連しますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、上位法であるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用している条項に条ずれなどが生じたことから改正を行うものです。議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号加美町個人情報保護条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号加美町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第64号 加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第64号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第64号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数については、農業委員会等に関する法律及び同施行令において、その上限が定められ、条例により定数を定めることとなっております。

現在の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の任期は、令和4年3月31日までであり、加美町農業委員会では、令和4年4月からの農業委員会の体制等について、県内各市町村の定数の状況や町の行財政改革等を加味した上で、総合的に検討を重ねてきたところであります。その結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ3人ずつ減とするものです。

議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号加美町農業委員会の委員の定数及び加美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第65号 加美町辺地総合整備計画の変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第65号加美町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第65号加美町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、平成30年3月に策定した加美町辺地総合整備計画の変更を行うものです。

変更の内容につきましては、4つの辺地における人口、辺地度点数及び事業費の変更と西小野田辺地における事業の追加を行うものです。

なお、計画変更の手続については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があることから、本定例会に提案するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号加美町辺地総合整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号加美町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第10、議案第66号大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について、日程第11、議案第67号大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄について、以上2件は一部事務組合である大崎地域広域行政事務組合に関するものでありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第66号及び日程第11、議案第67号は一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第10 議案第66号 大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について

日程第11 議案第67号 大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第66号大崎地域広域行政事務組合同規約の変更について、議案第67号大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄について、以上2か件は関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

議案第66号は、大崎地域広域行政事務組合同規約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金のうち、衛生費負担金の第3条第3号の事務に要する経費について、組合統合前に借入した全ての施設の起債償還及び地方交付税算入が令和3年度で全て終了するため、別表を改正するものです。

また、大崎地域広域行政事務組合財政計画に基づき、大崎ふるさとづくり基金9億円を取り崩して新たに仮称大崎広域新斎場整備基金を創設し、令和5年度から建設工事を予定している斎場整備事業に財源充当するため、規約第18条に規定する関係市町からの出資金の額について変更を行うものです。

併せまして議案67号につきましては、議案第66号の規約の変更と併せて本町の大崎ふるさとづくり基金に対する出資金の権利の放棄をするものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれの関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされ、また権利の放棄については同法第96条第1項第10号の規定に基づき議決の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。今、るる町長から説明をいただきました。議案第67号についてお聞かせください。

この権利の放棄の関係でございますが、この経緯について、もう少し詳しくお聞かせください。放棄の理由としましては、基金を設置し、斎場整備事業の財源に充当するということがあります。この斎場整備事業の事業計画等がございましたら、お聞かせください。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課からは、斎場の事業計画について答弁いたします。

斎場の事業計画については、総予算43億円で計画しております。松山と古川地区の斎場が施工から40年以上経過しておりましたので、老朽化に伴う新設となります。計画としましては、人を焼却する炉を6個、動物1個、駐車場については220台、2階建てで4,000平米、令和3年7月に施工会社のプロポーザルが開始されています。これが議会を通りましたら、それに伴ってさらに計画が進んでいくというものです。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

基金の取崩しに至った経緯ということでございますが、斎場を建設する上での財源の検討をされたときに、大崎ふるさとづくり基金の通常分について、それを財源に充てるというような話し合いがなされたということでございます。

当初、一旦取崩しをして、各構成市町にお返しをするというようなことも検討されたようでございますが、それをせずに新たに建設基金を設置して積立てをするというようなことになったということを伺っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうしましたら、今、町民課長から43億円の事業費だということなんです。43億円という事業費ということを伺いました。ですから、何年にどういう計画で、場所

がどこだとかということは、もうお決まりなんではないですか。

さらに、総務課長の答弁をいただきました。そうしましたら、43億円のうち1億2,400万円何がしが基金ということになるんですが、そうすると、43億円のうち町の持ち出しが少なくなる、基金を崩した関係で負担金が少なくなるということで理解してよろしいのでしょうか。その2点をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 竣工の予定ですが、令和8年に稼働開始の予定です。場所につきましては、現在、古川にある東部斎場の隣地に計画しております。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今回、建設基金に積み立てられます加美町からの出資分、1億2,468万6,000円でございますが、これは令和5年度からの建設費用の総額を各構成市町で負担割合で案分をされまして、加美町分の負担額が出ます。その負担額から基金積立てした分を差し引いて建設費が請求されるということでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 総務課長、もう少し詳しく分かりませんか。ということは、何年に事業費がこのくらいで、場所がどういう面積で、どういう状況だと、詳細な、もし計画をお持ちでしたら、お分かりでしたら、お聞かせください。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 詳細な計画につきましては、現在、詳しくは手持ちありません。後日提出したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

その工事の概要ということで、面積とかそういうことでよろしいでしょうか。

まずもって、今回斎場につきましては、古川斎場と松山斎場、古川が4基、松山が2基ということで、老朽化が激しいということで新しく造設するものでございます。基数につきましては6基、新しく6基を建てるというものでございまして、場所につきましては、現在、古川の斎場の西側ということになります。面積につきましては3万3,509平米の予定でございます。道路等も新しく拡幅をいたしまして、現在の場所の経路の中にその道路が盛り込まれるということでございます。

何分、駐車場も大分多くなりまして215台、マイクロバスさらには障がい者用の駐車場も新設するというところでございます。

何せ、規模が大きいということで、令和5年度から令和7年度までの工事期間ということで、令和8年度から供用開始という内容でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号大崎地域広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第68号 工事請負契約の締結について（令和3年度三合寺橋ほか1橋修繕工事）

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、議案第68号工事請負契約の締結について（令和3年度三合寺橋ほか1橋修繕工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第68号工事請負契約の締結について（令和3年度三合寺橋ほか1橋修繕工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、三合寺橋、大平橋の2橋について工事請負契約の締結であります。

工事内容については、コンクリート断面の修復や構成桁と塗装塗り替え、防護柵の交換など



を行うもので、工期は令和4年3月31日までとするものであります。

8月26日、16社を指名して指名競争入札を行いましたところ、東北化工建設株式会社が9,400万円で落札しましたので、同社代表取締役須藤 進と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料に入札調書と工事概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号工事請負契約の締結について（令和3年度三合寺橋ほか1橋修繕工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号工事請負契約の締結について（令和3年度三合寺橋ほか1橋修繕工事）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第69号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第6号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、議案第69号令和3年度加美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第69号令和3年度加美町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ6億8,161万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ143億359万5,000円とする補正予算と、地方債の追加及び変更を行うものであります。

内容につきましては、8月20日から宮城県に適用されたまん延防止等重点措置と、それに続き8月27日から適用された緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

を増額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たに地域資源を活用したにぎわい創出事業など、感染症対策予算を追加いたします。

また、令和5年4月に宮崎中学校と小野田中学校2校の統合により新設される中学校の開校に向け、既存中学校の大規模改修に要する設計委託料を追加します。

歳入の主なものについては、地方交付税として普通交付税5億2,552万円増、震災復興特別交付税2億7,179万7,000円増、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,705万9,000円増、県支出金として新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金8,862万円増、繰入金として財政調整基金繰入金3億円減、繰越金として1億3,704万3,000円増、地方債として統合中学校整備事業債1,900万円増、臨時財政対策債1億1,800万円減などがあります。

歳出の主なものについては、総務費では新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金8,862万円増、ぼのぼののベンチ等設置工事請負費530万7,000円増、衛生費では、大崎地域広域行政事務組合負担金2億7,179万7,000円増、農林水産業費では、森林経営管理計画策定委託料903万2,000円増、教育費では統合中学校整備設計委託料2,000万円増などのほか、職員人件費の整理及び組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 2点お伺いします。

予算書の14ページ、本日、高橋議員もぼのぼのについて一般質問されておりましたが、この中のコロナに強い地域づくり事業の役務費で500万円、宣伝広告費とあります。この宣伝広告費につきましてはぼのぼのに関連するものなのか、まず1点お伺いします。

次に16ページ、4目母子生活支援センター費1,695万円の減額、これは入居者がいなくなったということの措置かと思えますけれども、まずその点を確認させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいまの宣伝広告費500万円でございますが、こちらにつきましては、昨年度も実施しました首都圏向けの新聞広告の中で、ふるさと納税と併せてぼのぼのに関して情報発信しようと思っております。あと併せて、情報誌なりタウン誌、そういったものでもぼのぼのを情報発信

していこうという考えでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

本年2月末をもって、全ての入居者、自立した生活が可能となりまして退去いたしました。今回、補正で下ろさせていただきまして、草刈りなど必要最低限の維持管理費だけ残すものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 広告宣伝費につきましては、先ほどの午前中の一般質問でもございました。様々な連携も行うという高橋議員からの提案も、町長の前向きな答弁をいただいておりますので、これまでの規定どおりの広告というものではなくて、様々な連携も含めて検討していただきたいと思います。これは要望ですので、もし何かありましたら答弁をお願いします。

母子生活支援センター費ですけれども、かなり老朽化も建物自体しております。今後、全く入居させる予定はもうないものかどうか。また、もう支援をしないということであれば、この建物自体の今後の活用法について、何かありましたらお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

現在、休止届ということで、入居の予定は現在のところありませんので、後ほど廃止の条例を上程させていただきます。施設の活用については、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

母子生活支援センターの跡地利用、活用についてお答えいたします。

今のところ、学生寮としての活用を今検討しておりまして、中新田高校の魅力化向上の事業の中で活用していくということを、今検討してございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それは以前にも伺っておりましたので、確認させていただきましたけれども、今後、母子家庭、父子家庭、全くゼロではないですし、希望する母子家庭が出た場合とか、そういった場合の対応というのはどのように考えておられますか。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 現在のところは、廃止の方で考えております。今後そういった方が出た場合には、また考えさせていただきたいとは思っています。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 町営住宅の活用なども視野に考えております。よろしくお願  
いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子さん） 3点お願いします。

13ページのファミリー住ま居る住宅取得補助金が300万円余り計上されていますが、これは、  
なぜ今補正になったのかという理由、状況についてお伺いします。

それから20ページの林業費、これも3,000万円ほどでしょうか、これは、この補正に計上さ  
れている理由についてお伺いします。先ほどの先般の線状降水帯による被害等々の関連がある  
のかなと思ったりもしたんですが、計上に至った理由についてお伺いします。

それから23ページの若鮎給付型奨学金について、これもまた、今補正に至った100万円余り  
なんですが、現在の受給者と補正の理由についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。

1点目のファミリー住ま居る住宅取得補助金の追加補正の件について答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、当初2,000万円の予算をお認めいただいて、これまで執行してまい  
りました。現在、26件の申請を受けておまして、総支給見込み額といたしましては1,970万  
円を支給する見込みになってございます。そうした中でも、現在でも申請の申込み等々いただ  
いている案件が多数ございまして、全てをお受けする形にはできはしないかもしれませんで  
けれども、一応年内中に建物の完成を見込んでいらっしゃる分、今回の追加分に関しましては  
5件分を補正をさせていただきます、残りの分につきましては次年度以降で対応させていただき  
たいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 森林整備対策室長です。

林業費、今回補正をさせていただきました。林業振興費の中に3つほど森林経営管理調査委  
託料が311万8,000円、それから意向調査の業務委託料185万円、それから森林経営管理計画策  
定の委託料として903万1,000円というような補正を計上させていただいております。中身につ  
いてですけれども、最初に申し上げた作成業務委託料につきましては、昨年、上多田川地区の

方々にアンケートを取らせていただきました。222名のうち町のほうに委託したいという方が42名ほどいらっしゃいまして、247ヘクタールぐらいございました。それらの森林の台帳を、今後いろいろ打合せとか調整する上で税務課の課税台帳みたいな形で電子化をして、それでその人とのやり取りを蓄積するというような、そういったものを台帳作成業務を委託しております。それに係る費用でございます。

それから、意向調査業務の委託料なんですけれども、今年も別な宮崎地区の意向調査をする予定なんですけれども、それにつきましても、そのような、先ほど申し上げたような所有者さんとのやり取りをする台帳を、昨年の調査のときには台帳作成までは委託していなかったんですけれども、そこまで至る仕事になりますので、その分も加えて委託するという、アンケート調査に台帳作成の業務までプラスする内容の予算を補正をお願いするというような中身でございます。

最後に、森林経営管理計画の策定委託料というのは、実際に町がお願いされる場合に、その権利を町に委ねていただくということになりますけれども、実際に役場の職員だけでは無理でございまして、事前に山を調査しまして、経営ができる山なのか、いろいろやってほしいと言われましても経営ができないとか、やる必要がないとか、木がないとか、そういったものの現地調査を森林組合とか、そういう委託してやっていただける業者さんというのがいまして、内容を所有者さんといろいろ打ち合わせして、そういう計画まで至ると、そういうもろもろの仕事を取ってもらうような業務の内容になります。

そうやって、いろいろ役場の職員でできない部分を森林組合さんであったり、そういう外の業者さんをお願いして、この業務を推進していくという内容でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

23ページの若鮎給付型奨学給付金108万円のことですけれども、本来であれば令和2年度で終了ということでもございましたけれども、令和2年度の7月に改めて寄附金がありました。そこで、令和3年度もう一回やろうということで、今回実施いたしまして、専門学生1名と大学生1名、この2名の方が推薦されまして、先月17日に町長のほうから授与式をされたということになります。2名の方の今年度の給付金ということになります。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子さん） 森林業務の振興費なんですけど、これは各地区で分収林等々持っている人たちがやっていくには、とても困難なんだろうと、全部台帳を電子化していくという作業

が求められていくんだとしたら、これからもっともっとそういう団体は増えていくと思われませんが、この予算については補正だけにはとどまらないと思うんですが、今後の予定、方針についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木実君） 森林所有者への意向調査は、昨年の令和2年から開始しました。やってみないと分からないということで222名の方に調査をして、返ってきたのが70%ぐらいありました。その中のうちで、役場に頼みたいという意向がある方について、いろいろやり取りが出てくるということでございまして、今年そういったやり取りをしながら、来年に向けてのそういったことをやり取りをすると。できる範囲でやっていくと。そのできる部分を当初予算であったり補正等をお願いしていくということでやっていくということになります。

町としての方針なんですけれども、山奥をやったりしてもあまりメリットがないので、人里のハザードのあるような、いわゆる民家に土砂が崩れてきそうな危ない箇所等があれば、そういったところの植生を、間伐等をすることによって下層植生を復元させるといいますか、雨で崩れにくい、そういったものにするのを少し優先度としては高めに捉えて、そういったことを中心にやっていこうという思いで地区を選定して行ってまいるということでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 補助金、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほどの議員とダブる部分があるんですが、13ページのファミリー住ま居る住宅取得補助金、まず1点目です。これは330万円、5件分ということで今回補正計上されていますけれども、この5件の内訳といいますか、住宅の建設場所を把握してましたらお知らせ願います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

建設のエリアという形でよろしかったでしょうか。中新田地区とかですね。

今回お話しいただいている内容につきましては、中新田地区になってございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 了解しました。

次に19ページ、下のほうですね、農業振興費の鳥獣害防止総合支援事業330万円計上されています。この概要をお願いします。

それから、20ページの下のほうですけれども、3目観光費の補助金、観光まちづくり協会98万6,000円、この内訳。

それから23ページ、先ほども若鮎給付型奨学給付金、ちょっとダブっての質問なんですが、令和2年度で終了予定ということですが、先ほど今年度2件の学生に対して給付を決定したという課長からの答弁がありましたけれども、令和3年度2件ということですが、これは令和4年度、令和5年度、結局卒業するまで給付をずっと継続するかどうか、その確認で説明していただきたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

19ページの鳥獣害防止総合支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、1つ捕獲報償費、イノシシ、猿を捕獲した場合の実施隊員への報償費と、あと農家の方などで電気柵などを購入する場合の補助金の増額です。

捕獲報償費につきましては、10万ほどでございますが、昨年度の実績と今年度の実績を比較しまして、今年度中にまたさらに増える見込みがあるということで、町単独で上乘せしている部分を補正するものでございます。

あと農作物有害鳥獣支援事業補助金ということで320万円ほどになるんですけれども、やはり鳥獣被害のほうも年々被害区域が拡大しておりまして、昨年度実績を超える勢いで申請が来ているということで、今回、追加で補正させていただいておるところでございます。

続きまして、20ページの観光まちづくり協会の補助金98万6,000円でございますけれども、こちらにつきましては、観光まちづくり協会に現在いる職員の人件費に不足が見込まれるということで、今回その人件費、福利厚生費、その分を補正させていただく内容となっております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今年はお二方ということで、基本、この給付金に関しましては、町に返すものではございませんので、補助金として給付金として支給しています。専門学生が年間48万円です。大学生が年間60万円。卒業するまででございます。今回、専門学生に関しては今年度で卒業するわけですので、今年の1年のみの支給ということになります。大学生に関しては令和5年度に卒業するまでですので、令和5年度まで毎年60万円支給されるということになります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、教育総務課長から答弁がありましたけれども、令和2年度で終了する予定、この基金からの返還を要しない給付型の奨学金ということですが、今回2名、専門学生とそれから大学生、決定したということですが、申込み件数はちなみにどのくらいあったか。申込み件数がこのくらいあって2名に決定したという部分、把握していただけます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） ちょっと自信がないんですけれども8件、8人から選考したと私が覚えております。もし訂正があったら、また訂正いたしますので、8件ということだと思います。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 19ページの大崎地域広域行政事務組合の塵芥処理費が、今この段階でなぜ2億いくらの補正なのか、これをお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） この塵芥処理費については、大崎クリーンセンターの塵芥処理費の負担金になりますが、循環型社会形成交付金、エネルギー回収型廃棄物処理施設ということで、震災復興特別交付金として交付されています。その分ですので、当初予算のときには、この交付金が確定していなかったものですから、今の補正になります。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） すみません。先ほどのやはり8件でなくて11件でございます。応募があったのが11件、選考して2人に決まっております。申し訳ございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 28ページの、珍しくアスベストの調査というのが出てきましたけれども、この辺についてご説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 28ページのアスベスト調査業務委託料でございますが、新しく中新田公民館、今建設中でございます。建設が終わりましたら、旧中新田公民館を解体するということになります。その解体に伴いまして、アスベストがどのくらい使われているかというのを事前に調査しなければいけないということになっておりますので、その分の資金ということになります。以上です。



○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号令和3年度加美町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号令和3年度加美町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第14 議案第70号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第70号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第70号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,249万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億2,249万9,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金で273万円を減額し、繰越金で2,522万9,000円を増額するものであります。

歳出については、人件費の整理を行うほか、一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第71号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第71号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第71号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ138万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,628万5,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で138万7,000円を増額し、歳出については一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。
-

日程第16 議案第72号 令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第72号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第72号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億1,599万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億3,399万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰入金として過年度低所得者保険料軽減繰入金103万6,000円増、繰越金として1億1,425万7,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費において一般会計繰出金590万円増、諸支出金において前年度介護給付費負担金等返還金5,804万円増などのほか人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。午後2時20分まで。

午後2時11分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

---

日程第17 議案第73号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第73号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第73号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ269万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,389万9,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金で68万円、繰越金で201万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出については、人件費を整理するほか予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第74号 令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第74号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第74号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ131万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ731万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で131万8,000円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第75号 令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第75号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第75号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ378万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で38万7,000円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第76号 令和3年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第76号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第76号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ50万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ310万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で50万8,000円を増額し、歳出については歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第77号 令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第77号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第77号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,585万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億2,085万5,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で1,585万5,000円を増額するものであります。

歳出については、施設管理費でマンホールポンプ場設備修繕工事請負費225万5,000円増などのほか人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号令和3年度加美町下水道事

業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第78号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第78号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第78号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ361万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,561万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金で361万6,000円を増額し、歳出については、歳入に合わせ予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第79号 令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第23、議案第79号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。



○町長（猪股洋文君） 議案第79号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について  
ご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出の総額を補正前と同額の5億3,100万円とする補正予算  
で、収益的支出予算の組替えを行うものであります。

内容は、総係費において水道台帳更新業務委託料などを増額するほか、人件費の整理を行い、  
予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号令和3年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号令和3年度加美町水道事業  
会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました

お諮りいたします。日程第24、認定第1号令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いてから日程第34、認定第11号令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、  
以上11件はいずれも令和2年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に  
基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第24、認定第1号から日程第34、  
認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第24 認定第1号 令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第2号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第26 認定第3号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

- 日程第 27 認定第 4 号 令和 2 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 5 号 令和 2 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 6 号 令和 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 7 号 令和 2 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 8 号 令和 2 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 9 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 10 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 11 号 令和 2 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 認定第 1 号から認定第 11 号までについてご説明申し上げます。

認定第 1 号令和 2 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号令和 2 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 11 件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては会計管理者及び上下水道課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（内海 悟君） 会計管理者です。

一般会計及び 9 つの特別会計の令和 2 年度歳入歳出決算について報告いたします。

決算認定に付する関係書類は、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定により調製した歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。

それでは、1ページをお開きください。

令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入からです。款ごとの収入済額について報告し、その他の欄については省略させていただきます。

まず1款町税から。

1款町税、収入済額26億6,579万18円。

2款地方譲与税、収入済額2億1,138万9,000円。

3款利子割交付金、収入済額121万6,000円。

4款配当割交付金、収入済額552人2,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額619万2,000円。

6款法人事業税交付金、収入済額1,150万4,000円。

7款地方消費税交付金、収入済額5億2,319万4,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、収入済額102万7,796円。

9款環境性能割交付金、収入済額1,761万3,000円。

2ページをお開きください。

10款地方特例交付金、収入済額2,544万円。

11款地方交付税、収入済額57億6,415万6,000円。

12款交通安全対策特別交付金、収入済額334万9,000円。

13款分担金及び負担金、収入済額2,304万5,524円。

14款使用料及び手数料、収入済額1億3,043万33円。

15款国庫支出金、収入済額40億2,908万7,655円。

16款県支出金、収入済額8億5,354万8円。

17款財産収入、収入済額8,600万3,673円。

18款寄附金、収入済額9,681万8,606円。

3ページをお開きください。

19款繰入金、収入済額8億4,443万1,773円。

20款繰越金、収入済額2億3,566万6,883円。

21款諸収入、収入済額2億4,543万2,837円。

22款町債、収入済額9億8,160万円。

歳入合計、予算現額172億4,086万6,000円、調定額168億2,788万4,465円、収入済額167億

6,244万9,806円、不納欠損額373万2,772円、収入未済額6,170万1,887円。

続きまして4ページ、歳出になります。

款ごとの支出済額を報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款議会費、支出済額1億3,633万9,373円。

2 款総務費、支出済額44億3,030万7,770円。

3 款民生費、支出済額34億1,509万1,697円。

4 款衛生費、支出済額10億5,963万2,200円。

5 款労働費、支出済額340万3,321円。

6 款農林水産業費、支出済額5億8,664万1,611円。

7 款商工費、支出済額4億2,019万8,115円。

8 款土木費、支出済額14億273万5,111円。

5ページになります。

9 款消防費、支出済額5億6,855万4,843円。

10 款教育費、支出済額23億2,478万9,799円。

11 款災害復旧費、支出済額1億9,547万9,354円。

12 款公債費、支出済額15億7,882万6,162円。

13 款予備費、支出済額ゼロ。

歳出合計、予算現額172億4,086万6,000円、支出済額161億2,199万9,356円、翌年度繰越額4億604万7,000円、不用額7億1,281万9,644円。

6ページをお開きください。

歳入歳出差引残額、6億4,045万450円、うち基金繰入額3億1,000万円。

令和3年9月8日提出、加美町長猪股洋文。

次に、国民健康保険事業等9つの特別会計について、実質収支に関する調書により報告させていただきます。

249ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額26億4,411万6,000円、2、歳出総額25億5,614万3,000円、3、歳入歳出差引額8,797万3,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。5、実質収支額8,797万3,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額5,000万円。

261ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額2億6,206万7,000円、2、歳出総額2億5,808万6,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに398万1,000円、6、基金繰入額ゼロ。

続いて286ページをお願いします。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額32億5,405万9,000円、2、歳出総額31億848万3,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに1億4,557万6,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に294ページをお願いします。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,215万4,000円、2、歳出総額960万2,000円、3、歳入歳出差引額及び5実質収支額ともに255万2,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に301ページになります。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額659万円、2、歳出総額397万9,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに261万1,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に308ページをお願いします。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額404万8,000円、2、歳出総額137万5,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに267万3,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に315ページをお願いします。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額308万4,000円、2、歳出総額198万円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに110万4,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に333ページをお願いします。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額10億2,541万4,000円、2、歳出総額9億9,672万4,000円、3、歳入歳出差引額2,869万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額605万円、5、実質収支額2,264万円、6、基金繰入額ゼロ。

344ページをお願いします。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億127万円、2、歳出総額9,383万5,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに743万5,000円、6、基金繰入額ゼロ。

次に、財産に関する調書ですが、345ページから公有財産、物品、基金の決算年度中の増減高等を起債しております。なお、詳細については省略させていただきます。

以上、一般会計及び9つの特別会計の令和2年度歳入歳出決算に関する報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

363ページをお開き願います。

（1）収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、当初予算額5億3,300万円、補正予算額650万円、合計5億3,950万円。決算額5億3,829万518円。予算額に比べ決算額増減120万9,482円の減。決算額のうち仮受消費税4,460万601円。

支出。

第1款水道事業費用、当初予算額5億3,300万円、補正予算額650万円、合計5億3,950万円。決算額5億1,154万7,300円。不用額2,795万2,700円。決算額のうち仮払消費税3,183万6,943円。

次のページ、364ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、当初予算額281万1,000円、補正予算額ゼロ円、合計281万1,000円。決算額281万1,000円。

支出。

第1款資本的支出、当初予算額1億3,635万2,000円、補正予算額1,500万円の減、合計1億2,135万2,000円。決算額1億1,617万1,216円。不用額518万784円。決算額のうち仮払消費税502万2,850円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,336万216円は、過年度分損益勘定留保資金8,833万7,366円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額502万2,850円で補填いたしました。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審査意見書のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項並びに同法241条第5項の規定により、審査に付されました令和2年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、9月3日、町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和2年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書です。

審査は令和3年7月16日から8月10日まで行いました。審査の手続は記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等照合した結果、誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

決算の総括に入らせていただきます。

令和2年度の決算規模は、歳入総額は240億7,525万1,377円であり、うち一般会計が167億6,244万9,806円、特別会計は73億1,280万1,571円。歳出総額は231億5,220万7,250円、うち一般会計が161億2,199万9,356円、特別会計は70億3,020万7,894円、差引残額は9億2,304万4,127円、うち一般会計が6億4,045万450円、特別会計は2億8,259万3,677円となっております。

3ページ以降につきましては、時間の都合上詳細は割愛させていただきますことを、ご了承賜りたいと思います。

会計別決算収支の状況は、3ページ表1をご覧ください。

一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源4,340万7,000円を差し引いた実質収支は5億9,704万3,000円、特別会計全体では605万円を差し引くと、実質収支額は2億7,654万4,000円となり、いずれも黒字決算となっております。

4ページ、表3の普通会計で分析した決算状況につきましては、実質収支額は6億130万8,000円の黒字、単年度収支の額は5年ぶりに3億1,494万8,000円の黒字に転じましたが、基金から6億円を取り崩しておりますことから、実質単年度収支につきましては、引き続き2億7,428万1,000円の赤字となっております。

6ページ、表6をご覧ください。令和2年度の主要財務比率は、財政力指数0.352、経常収支比率91.2%、実質公債費比率8.1%となっております。

町債の状況につきましては表7に示してあるとおり、令和2年度末現在高は合計で181億6,635万3,000円、前年度末現在高より9億2,608万4,000円減少しております。令和2年度末現在高のうち、132億6,621万8,000円が地方交付税で算入されます。

一般会計の決算状況は8ページからになります。一般会計の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金繰入額は3億1,000万円で、翌年度への繰越額は2億8,704万3,450円となっております。

表10、歳入決算状況の計の欄をご覧ください。不納欠損額は373万2,772円、収入未済額は6,170万1,887円となっております。

10ページの町税の状況では、収入済額は、前年度より7,381万7,799円減の26億6,579万18円、不納欠損額は229万1,962円、収入未済額は3,064万9,599円となっております。

次のページは住宅使用料の収納状況でございます。収入済額は7,950万9,700円、不納欠損額138万1,800円、収入未済額は2,535万2,690円、収納率は74.8%に向上しております。

表14の歳出決算状況をご覧ください。支出済額161億2,199万9,356円、翌年度繰越額は4億604万7,000円、執行率93.5%となっております。

20ページからは、特別会計の決算状況でございます。

特別会計の収納状況は、国民健康保険税が表33、後期高齢者医療保険料につきましては、表36、介護保険料につきましては表40に示してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

下水道使用料等の収納状況につきましては31ページ、表57をご覧ください。収入済額は2億7,903万4,488円、収入未済額は3,192万1,690円。

浄化槽使用料等の収納状況につきましては、32ページ、表61をご覧ください。収入済額は3,540万9,812円。収入未済額は38万8,042円となっております。



公有財産の状況につきましては、34、35ページに示してありますのでご覧ください。

普通財産につきましては、縄文芸術館の売払いによりまして減少しております。基金につきまして、当年度末現在高は61億6,382万2,100円で、前年度末より4億7,567万4,509円減少しております。財政調整基金につきましては、前年度決算剰余積立額1億5,000万円、利子相当額1,077万1,000円を積み立てしましたが、6億円を取り崩しておりますことから4億3,922万9,000円が減額となっております。

結びに本年度の決算状況は、一般会計に特別会計を合わせた総決算額は、歳入240億7,525万円、歳出が231億5,221万円で、決算収支は9億2,304万円の黒字、実質収支につきましても8億7,359万円の黒字ですが、前年度実質収支額等を控除した実質単年度収支額につきましては3億1,350万円の赤字となっております。

一般会計歳入歳出決算の状況を見てみますと、歳入は167億6,245万円、歳出161億2,200万円で、前年度に比べ歳入は21.8%の増、歳出も20.5%の増と、いずれも新型コロナウイルス感染症関連事業により大幅な増加となり、決算収支は6億4,045万円の黒字、実質収支も5億9,704万円の黒字ですが、実質単年度収支につきましては2億7,540万円の赤字となっております。

前年度と比較しますと、歳入では21.8%増加し、とりわけ国庫支出金で30億1,644万円、寄附金で5,204万円等が増えており、歳出でも20.5%の増加したものは主に総務費で25億6,188万円、衛生費で3億47万円などによるものです。普通会計におけます歳入の構成では、特定財源が33.8%、前年度より9.3ポイント、依存財源では74.2%と6.9ポイント増加し、いずれも特別定額給付事業費、事務補助金の増加が影響したことによるものであります。歳出の構成では、義務的経費は35.6%で、前年度より4.3ポイント減少し、投資的経費は10.0%と4.1ポイント減少、その他の経費につきましては、補助費などにおいて特別定額給付金、西地区熱回収施設建設費負担金、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金が増加したことによりまして54.3%となり、前年度より8.3ポイント増加している状況にあります。

町税等の徴収及び使用料収入等の状況につきましては、町税全体で前年度と同率の98.8%を維持し、また国民健康保険税では0.7ポイント上昇し96.2%となっております。厳しい財政状況下において、このような合併以来の最高の収納率を維持するなど、滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

また、住宅使用料の収納率は74.8%と前年度より2.2ポイント向上し、特に現年分につきましては、収納率は平成28年度の93.3%から本年度は98.6%までに達しており、滞納整理の充実強化や収納努力をうかがうことができます。税や使用料は、住民負担の公平性を確保するため

にも、引き続き適切な対策を講じ、収納率の向上に積極的に取り組まれたいと思います。

なお、不納欠損額は、町税で229万2,000円、国民健康保険税が217万1,000円、住宅使用料は138万2,000円、介護保険料は46万1,000円、下水道使用料で25万8,000円となっております。主な要因は、時効かつ所在不明、死亡、破産等によるもので、いずれの場合もやむを得ないものと判断したものであります。

総評。令和2年度は、予算編成方針に基づき、善意と資源とお金が循環する人と自然にやさしいまちづくりを進めるため、地方創生の推進や第二次加美町総合計画を実現しながら、厳しい財政状況の下、社会保障費の増加や複雑多様化する行政需要にも対応してきておりますが、新型コロナウイルス感染症対策事業により、普通会計歳入総額は前年度より21.8%増加しております。増加の要因は、地方消費税交付金、地方交付税、特別定額給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金、ふるさと応援寄附金の増額等が影響する一方、町税、繰入金、繰越金、地方債等は減少しております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は人件費等が増加したことにより前年度より7.5%増加、投資的経費は14.1%の減、その他経費は特別定額給付金やコロナ対策の各種支援金、給付事業等で42.4%と大幅な増となっております。

令和2年度の主要財務比率は、経常収支比率、前年度より3.9ポイント改善しておりますが、財政の硬直化は着実に進展しているものと思われます。実質公債費比率につきましては、平成29年度より悪化する傾向にあり、令和2年度につきましては前年度と同率、一方、将来負担比率につきましては改善されてきております。しかしながら、財源不足を財政調整基金を取り崩して対応してきていることから、当該基金の現在高は昨年度に引き続き減額となり、基金全体の当年度末現在高も減少している状況にあります。今後も一般財源の減少が見込まれる中、財政の硬直化を進展させないためにも、経常経費の削減を推進し、継続して行財政改革に取り組む必要があると考えます。

#### 4) まとめ

本町は、人口減少や少子高齢化の進展などの多くの課題を抱えながら、善意と資源とお金が循環する持続可能なまちに向け地方創生などを活用した各種事業に取り組んでおります。また、本年度は新型コロナウイルス感染症が拡大していく中、感染対策や経済支援策など、行政としての取組にスピード感と柔軟性が求められた年でもありました。このコロナ禍により、各施設の利用客は減少し、中止を余儀なくされた事業やイベントも数多くあり、開催方法や必要性について改めて見つめ直す契機にもなっていると思われます。エネルギー関連では、かみでん里

山公社が電気料金の削減とエネルギーの地産地消に成果を上げつつありましたが、日本卸電力取引所における取引価格が、昨年12月下旬から異常に高騰したため、町の公共施設の電気料金にも大きな影響を受けることとなり、新電力への不安を感じることもなりました。

本町の財政は、税などの自主財源は3割程度であり、多くを地方交付税などに依存しており、財政力は他の団体と比較しても低い水準にあります。また、地方交付税の特例加算の段階的縮減は終了し、令和元年度より一本算定に切り替わっております。このように、今後も歳入の増加が見込めない状況であることからしても、歳出を見直し、単年度の収支バランスを改善しない限り、基金の残高は減少し続けるものと推計されます。

また、経常的経費は今後も確実に増え続ける情勢にあり、行財政運営における財源確保が懸念されます。さらには、経常収支比率は91%を超えていることから、財政の硬直化が進行している状況にあり、財政の健全化を図ることが喫緊の課題であると考えます。町では、これまでも様々な対策を講じられてきておりますが、将来にわたって安定的な行財政運営を行っていくためには、行財政改革と公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を着実に実施していくことが極めて肝要と思われまます。

一方、令和2年度におきまして、ふるさと納税が前年度より5,591万円増の9,196万円となっており、貴重な財源となっておりますので、今後もPRや返礼品のラインナップの充実を図り、寄附拡大に取り組まされたいと思われまます。

なお、新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えず、地域社会に大きな影響を及ぼしていることから、引き続きその対策に万全を期されることを望むものであります。

続きまして、令和2年度加美町水道事業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書、財務諸表等はいずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、当該年度末における財政状況及び経営は適正に表示され、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であると認められました。

5ページをお開きください。

企業債の令和2年度末現在高は6億9,877万3,000円であり、そのうち1,473万3,000円は地方交付税に算入されます。

水道使用料の収納状況は、収入済額が4億8,444万7,636円、不納欠損額46万4,958円、収入未済額4,628万7,795円、収納率は91.2%で前年度より0.2ポイント向上しております。

6ページの損益計算書をご覧ください。

営業利益は1,121万1,903円、経常利益が2,248万3,426円、特別損失が76万3,058円、当年度純利益は2,172万368円。当年度未処分利益剰余金は5,501万675円となっております。

財政状態については、8ページの貸借対照表をご参照願います。

資産合計が31億3,593万6,089円、負債合計が11億3,967万4,277円、資本合計が19億9,626万1,812円となっております。

11ページをお開き願います。

結びに、令和2年度の業務実績は、給水人口は2万2,309人で前年度より423人減少し、給水普及率は99.54%です。年間配水量は259万7,000立米で、このうちの56.6%に当たる147万立米は広域水道事業所から受水しております。また、有収水量は211万1,000立米となり、有収率は前年度より3.17ポイント改善され81.67%となっております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より280万円増の4億9,369万円、事業費用は前年度より761万円減の4億7,121万円で、当年度純利益は前年度より1,041万円増額の2,172万円となっております。また、有収水量1立米当たりの給水原価は210円36銭で、給水原価が供給原価より2円70銭上回っております。給水状況は、1人1日平均の給水量が260リットル、年間無効水量の割合は11.4%と前年度より3.4ポイント改善されておりますが、引き続き有収率の向上に努められるよう望むものであります。

今後も、水資源の有効活用を図るためにも、施設の長寿命化、近年頻発している災害時にも安定した水の供給ができるよう、施設水準の向上にさらに努められたいと思います。また、水道使用料の収納状況は、収入未済額については現年分で若干増加したものの、滞納繰越分で減少し、前年度より減額となっております。このことから、徴収業務におけます収納努力は評価するものであります。

終わりに、審査の詳細につきましては、お手元にある決算審査意見書をご覧くださいませようお願い申し上げます。

なお今般、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきました関係者の皆様、そして奔走していただきました職員の皆様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これでご報告とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和2年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和2年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和2年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、令和2年度決算審査特別委員会を本日3時30分に本議場に招集いたします。ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

午後3時19分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 味上 庄一郎

署名議員 早坂 伊佐雄